

平成 27－30 年度任期版

芽室町議会白書

(概要版)



「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

北海道芽室町議会

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail g-shomu@memuro.net

tel 0155-62-9731 fax 0155-62-9813

内 容

1	議会活性化計画策定と計画の推進	4
(1)	議会活性化計画と取組状況	4
(2)	会議の運営 - 2 常任委員会の運営	5
(3)	立候補制による正副議長選挙の実施	9
2	議会改革・活性化の取り組み	10
(1)	議会基本条例に基づく運営	10
(2)	通年議会制（会期の通年制）による運営	11
(3)	議会モニター制度の設置	13
(4)	議会改革諮問会議の設置	16
(5)	議会サポーターの委嘱	27
(6)	北海道大学公共政策大学院との包括連携協定事業の実施	28
(7)	白樺学園高等学校との包括連携協定事業の実施	31
(8)	議会傍聴の環境整備	32
(9)	全会議インターネット中継・録画配信と会議記録の公表	33
(10)	議会報告と町民との意見交換会（議会フォーラム）の開催	34
(11)	議会広報紙の通年発行	39
(12)	議会ホットボイスと町民意見募集（パブリックコメント）	41
(13)	議会 ICT の取り組み	42
(14)	議会研修計画策定・公開研修の開催	43
(15)	文書質問制度の実績	47
(16)	反問権と反論権の行使・再議請求	48
(17)	議会政策形成サイクル導入と政策討論会の実施	49
(18)	第5期芽室町総合計画策定に向けた評価と提言	52
(19)	視察対応	61
(20)	報道・取材対応等	65

平成 27—30 年度任期版

芽室町議会白書

町民の声を集め、専門家の知見を参考に、
総合型議会改革を進め、政策提案型議会へ進化する。



芽室町議会は、平成 25 年 3 月 25 日開催の 3 月定例会において議会基本条例を全会一致で可決しました（平成 25 年 4 月 1 日施行）。議決後も、直ちに「議会活性化計画」を策定し、いわゆる「PDCA サイクル」を機能させ、条例が絵に描いた餅にならぬように努めました。本町議会は、平成 27 年から 30 年までの 4 年の議員任期において、議会基本条例を基に「住民に開かれ、分かりやすく、活動する議会」をスローガンに掲げ、住民福祉向上に向け具体的な改革・活性化策を展開し続けてきました。

本書は、この 4 年の任期の議会活動概要をまとめたものです。

芽室町の紹介

芽室町は、北海道の東、十勝平野のほぼ中央に位置し、秀麗な日高山脈を背に、帯広市、音更町、鹿追町、清水町、日高町に隣接する。

豊かな自然環境と都市空間が広がり、513.76 平方キロメートルの面積を有し、人口は十勝圏からの流入、宅地開発などが要因となって順調に増加し、7,897 世帯、18,660 人（平成 29 年 3 月 31 日現在）を数え、年少人口率が 15.3% と全道では 3 番目に高く子どもが多い町でもある。

産業面では、肥沃な大地と気候条件に恵まれ畑作・畜産農業を基幹産業とし、主な農産物の生産量は、スイートコーン、てん菜（ビート）・小豆、馬鈴しょ・小麦などは国内上位を占め、日本の食糧基地の一翼を担う。関連する食品加工などの製造業を中心とした第二次産業と製品輸送の運輸業などの第三次産業が連関し、発展を続けている。平成 30 年度の農業粗生産額は約 294 億円となり、過去三番目を記録。高い地域内経済循環が期待される一方、輸入農産物の関税引き下げ等 EPA、TPP の影響への対応策が重要課題である。

4 月からスタートした第 5 期芽室町総合計画の将来像として「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」を掲げ、さまざまな課題に対して、町民、議会、企業、団体、行政が一つになり、みんなで解決し、次の世代へつなぎ、ずっと暮らし続けられるまちづくりを目指している。

1 議会活性化計画策定と計画の推進

(1) 議会活性化計画と取組状況

芽室町議会は、前期の平成 24 年度に、「住民に開かれ、分かりやすく、活動する議会」をスローガンに掲げ、平成 27 年 4 月 30 日までの 4 年間に議会運営全体の改革を急ピッチで進めました。さらに、平成 27 年 4 月 26 日挙行の統一地方選挙後の初議会以降（平成 27 年 5 月 8 日）も改革を続けています。

本町議会の改革の起点となる芽室町議会活性化計画は、平成 12 年度に初策定しました。議会では、議会改革を継承するために、この計画を重要なものとして位置付けています。計画書は、議会基本条例の条文に基づき、次の 4 項目で構成しています。



- 1 芽室町議会の運営の基本理念と基本方針
- 2 議会活性化計画年間スケジュール
- 3 芽室町議会活性化計画
- 4 議会自己評価（自治基本条例・議会基本条例・議員倫理条例）

議会活性化計画は、議会基本条例を形骸化させないように条文自体を行動計画化し、中間・年度末に評価しやすい体裁にしています。全国的に稀少な取り組みとして評価され、第 9 回マニフェスト大賞最優秀成果賞（平成 26 年 11 月 14 日／マニフェスト大賞審査委員会）に引き続き、第 10 回マニフェスト大賞優秀成果賞（平成 27 年 11 月 6 日）を受賞しました。（第 11 回・第 12 回・第 13 回マニフェスト大賞では、いずれも成果賞ノミネート）

平成 30 年度計画では、次の 4 項目を重点策として協議を行いました。

H30 年度重点策 3 項目

- 1 議会政策形成サイクルの進化
- 2 町民との意見交換会の深化と充実（多様な住民参加機会の創出）
- 3 議員間討議（自由討議）の強化

(2) 会議の運営 - 2 常任委員会の運営

本町議会では、議会基本条例、議会会議条例（運用規則を条例移行、運用規則（運用例を規則移行））を制定し平成 25 年 4 月 1 日に施行、平成 25 年 5 月 1 日からは通年議会（会期の通年化）を導入しました。

平成 27 年度からは、2 常任委員会（総務経済・厚生文教）に改正したことに伴い、それぞれの委員会の会議開催回数は増加しています。

平成 30 年度の会議回数は、計 123 回を数え（全道町村議会平均 67.7 回）、議件数は 447 件、そのうち本会議の議件数（付議事件数）は、計 137 件でした（全道町村議会平均 96.3 件）。

H30 年度 議員の職業等

	議員数	農業	建設業	会社員	宿泊・飲食	政党役員	自営業	無職
男性	13	5	1	0	1	1	2	3
女性	3					1		2

平成 30 年 7 月 1 日現在
 ・在職平均 8.9 年（全道平均 11.7 年） ・最長在職 27 年（全道 43 年）
 ・最年少 42 歳 ・最年長 74 歳 ・平均年齢 60.5 歳（全道平均 64.6 歳）
 ・無所属 13 人 公明党 1 名 共産党 2 名

H30 年度 委員会・協議会の設置

常任委員会				議会運営委員会			特別委員会	全員協議会	
設置数	任期	議長就任	重複所属	定数	任期	正副議長就任	設置数	法 100 条 12 項	任意調整
2	2	辞退	なし	7	2	なし	3	あり	なし
常任委員会				総務経済(7)、厚生文教(8)					
特別委員会				予算決算特別委員会(15)					
				役場庁舎建設に関する調査特別委員会 (15)					
				第 5 期茅芽町総合計画審査特別委員会 (15)					

議会事務局体制

事務局職員条例定数	3 (事務局長専任 1、事務局次長専任 1、書記専任 1)
事務局臨時職員	1 (臨時書記 1)

議会費構成比

	議会費当初予算額 (千円)	一般会計当初予算額 (千円)	構成比 (%)	全道平均 (%)	全国平均 (%)
H27	122,202	10,960,000	1.1	1.3	1.3
H28	122,546	11,660,000	1.1	1.2	1.2
H29	113,888	11,690,000	1.0	1.1	1.2
H30	86,408	11,430,000	0.8	1.1	1.2

会議開催数 (H27.5/1～H31.4/30)

	計	H27	H28	H29	H30
定例会議	66 日	16 日	19 日	17 日	14 日

臨時会議	15 日	4 日	2 日	4 日	5 日
本会議計	81 日	20 日	21 日	21 日	19 日
全員協議会	49 回	13 回	14 回	12 回	10 回
議会運営委員会	125 回	34 回	33 回	30 回	28 回
常任委員会	210 回	52 回	48 回	71 回	39 回
合同委員会 (審査会含)	29 回	7 回	9 回	6 回	7 回
特別委員会	86 回	17 回	28 回	21 回	20 回
計	580 回	143 回	153 回	161 回	123 回
全道平均	275.0 回	69.9 回	68.9 回	68.5 回	67.7 回
全国平均	202.7 回	44.7 回	48.4 回	54.6 回	55.0 回

会議案件数 (H27.5/1～H31.4/30)

	計	H27	H28	H29	H30
本会議	649	169	172	171	137
全道平均	401.7	104.3	97.8	103.3	96.3
全国平均	369.6	96.3	91.5	94.1	87.7
全員協議会	168	48	43	39	38
議会運営委員会	611	166	169	136	140
常任委員会	486	123	101	157	105
合同委員会	50	24	14	8	4
特別委員会	126	49	33	21	23
計	1,441	410	360	361	310
総計	2,090	579	532	532	447

H27 年度 会議開催状況 (H27.5/1～H28.4/30)

定例会議	16 日	6/2、15、16、24、9/2、15、16、24、12/2、15、16、22、3/2、16、17、23
臨時会議	4 日	5/8、7/30、10/21、2/15
全員協議会	13 回	5/29、6/24、7/17、9/2、11、11/17、12/16、22、1/26、2/3、16、3/8、16
議会運営委員会	34 回	5/8、19、29、6/4、18、24、7/3、14、24、30、8/5、20、9/4、17、10/2、13、26、11/6、20、12/4、18、25、1/13、26、2/3、8、18、25、3/4、18、25、4/6、19、25
常任委員会	52 回	総務経済 30 回 厚生文教 22 回
合同委員会	7 回	合同委員会 6 回 連合審査会 1 回
特別委員会	17 回	予算決算特別委員会 11 回 役場庁舎建設に関する調査特別委員会 6 回
会議回数計	143 回	

H28 年度 会議開催状況 (H28.5/1～H29.4/30)

定例会議	19 日	6/7、20、21、28、9/1、5、10/11、14、18、26、31、12/1、14、15、21、3/2、16、17、22
臨時会議	2 日	5/9、11/18
全員協議会	14 回	5/17、6/21、8/3、9/5、9/16、10/14、20、12/1、16、1/20、2/14、3/2、13、4/24
議会運営委員会	33 回	5/9、16、23、6/3、10、15、23、7/4、14、25、8/3、22、31、9/5、23、10/5、20、11/4、21、12/5、16、26、1/16、25、2/2、21、3/2、3/6、3/17、4/5、4/21、4/27
常任委員会	48 回	総務経済 26 回 厚生文教 22 回
合同委員会	9 回	合同委員会 8 回 連合審査会 1 回
特別委員会	28 回	予算決算特別委員会 13 回 役場庁舎建設に関する調査特別委員会 15 回
会議回数計	153 回	

H29 年度 会議開催状況 (H29.5/1～H30.4/30)

定例会議	17 日	6/1、6/12、6/15、6/16、6/23、9/1、9/19、9/20、9/26、12/1、12/12、12/13、12/19、3/2、3/19、3/20、3/22
臨時会議	4 日	5/1、7/18、10/20、2/7
全員協議会	12 回	5/19、6/12、7/13、8/28、10/5、12/1、12/19、2/7、3/2、3/2、3/22、4/24
議会運営委員会	30 回	5/1、5/8、5/23、6/5、6/19、6/29、7/3、7/11、7/24、8/3、8/22、9/5、9/21、10/3、10/13、11/1、11/20、12/5、12/14、12/28、1/17、1/30、2/2、2/20、3/1、3/6、3/16、3/19、4/4、4/20
常任委員会	71 回	総務経済 37 回 厚生文教 34 回
合同委員会	6 回	合同委員会 6 回 連合審査会 0 回
特別委員会	21 回	予算決算特別委員会 14 回 役場庁舎建設に関する調査特別委員会 7 回
会議回数計	161 回	

H30 年度 会議開催状況 (H30.5/1～H31.4/30)

定例会議	14 日	6/1、6/19、6/22、9/3、9/14、9/18、10/1、12/3、12/17、12/21、3/4、3/18、3/19、3/20
臨時会議	5 日	5/1、7/2、7/24、11/9、2/5
全員協議会	10 回	5/17、6/1、7/5、8/20、9/3、11/9、12/3、1/22、3/4、3/19
議会運営委員会	28 回	5/1、5/15、5/23、6/5、6/15、6/25、7/5、7/17、8/2、8/24、9/5、9/25、10/2、10/24、11/2、11/15、11/22、12/5、12/14、12/27、1/17、1/25、2/1、2/22、3/1、3/6、3/14、3/27
常任委員会	39 回	総務経済 23 回 厚生文教 16 回
合同委員会	7 回	合同委員会 6 回 連合審査会 1 回
特別委員会	20 回	予算決算特別委員会 12 回 役場庁舎建設に関する調査特

		別委員会 4 回、第 5 期芽室町総合計画審査特別委員会 4 回
会議回数計	123 回	

本会議開催回数及び議件（付議事件）数

	会議回数	全道平均	全国平均	議件件数	全道平均	全国平均
H27	20	14.1	16.5	169	104.9	96.3
H28	21	14.4	16.0	172	97.8	91.5
H29	21	14.5	15.9	171	103.3	94.1
H30	19	13.8	15.9	137	96.3	87.7
合計	81	56.8	64.3	649	402.3	369.6

提出意見書・決議数

	決定件数	全道平均	全国平均
H27	5	8.8	6.3
H28	5	7.5	4.2
H29	6	7.5	4.3
H30	6	5.9	4.3
年平均回数	5.5	7.4	4.8

H30 年度提出意見書

・北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書（平成 30 年 6 月 22 日）
・教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（平成 30 年 6 月 22 日）
・核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（平成 30 年 6 月 22 日）
・林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（平成 30 年 10 月 1 日）
・日米物品貿易協定交渉に関する意見書（平成 30 年 12 月 21 日）
・J R 根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書（平成 30 年 12 月 21 日）

一般質問者数

年度	年間数	会期別質問者数	全道平均	全国平均
H27	34 人 (57 項目)	6 月 8 人(12 項目) 9 月 11 人(22 項目) 12 月 6 人(8 項目) 3 月 9 人(15 項目)	17.3 人	24.6 人
H28	23 人 (36 項目)	6 月 5 人(8 項目) 9 月 4 人(5 項目) 12 月 8 人(13 項目) 3 月 6 人(10 項目)	18.3 人	25.1 人
H29	26 人 (41 項目)	6 月 7 人 (11 項目) 9 月 7 人(10 項目) 12 月 5 人(11 項目) 3 月 7 人(9 項目)	17.7 人	24.8 人

H30	24 人 (32 項目)	6 月 3 人 (3 項目) 9 月 10 人(13 項目) 12 月 5 人(7 項目) 3 月 6 人(9 項目)	17.8 人	24.5 人
計	107 人/26.7 人 (166 項目)	1 定例会議平均 6.7 人(10.3 項目)	17.8 人	24.8 人

原案否決・修正可決等

1	消防団条例制定の件（議員提案）	修正可決／平成 27 年 9 月定例会議
2	消防団条例の修正議決に対する再議	否決／平成 27 年 10 月臨時会議
3	消防団条例全部改正の件 （総務経済常任委提案）	全会一致可決／平成 28 年 2 月臨時 会議
4	平成 27 年度一般会計決算認定の件	否決／平成 28 年 9 月定例会議

（３）立候補制による正副議長選挙の実施

一般選挙（H27）後の最初の議会では、議会基本条例に基づき、広瀬重雄議員及び梅津伸子議員が議長選挙に、柴田正博議員及び梅津伸子議員が副議長選挙にそれぞれ立候補し、所信表明しました。

選挙及び選出等の結果、H30 年度体制は次のとおりです。

H30 年度 議会体制

・議長 広瀬重雄
・副議長 柴田正博
・議会選出監査委員 西尾一則
・議会運営委員会 委員長 早苗 豊 副委員長 梶澤幸治 委員 中野武彦・正村紀美子・立川美穂・中村和宏・渡辺洋一郎
・総務経済常任委員会 委員長 中野武彦 副委員長 立川美穂 委員 高橋 源・常通直人・吉田敏郎(～6月)・鈴木健充(7月～)・早苗 豊・渡辺洋一郎
・厚生文教常任委員会委員長 正村紀美子 副委員長 中村和宏 委員 柴田正博・西尾一則・梅津伸子・猪野毛勝啓(7月～)・寺町平一・梶澤幸治
・とかち広域消防事務組合議員 広瀬重雄 柴田正博
・十勝圏複合事務組合議員 広瀬重雄
・十勝中部広域水道企業団議会議員 広瀬重雄
・役場庁舎建設に関する調査特別委員会委員長 柴田正博 副委員長 寺町平一 委員（議長を除く全議員）
・予算決算特別委員会委員長 高橋 源 副委員長 正村紀美子 委員 議長を除く全議員
・第 5 期芽室町総合計画審査特別委員会委員長 柴田正博 副委員長 常通直人 委員 議長を除く全議員
・議員会会長 常通直人 副会長 中村和宏

2 議会改革・活性化の取り組み

(1) 議会基本条例に基づく運営

芽室町議会は、議会運営委員会における所管事務調査（平成 24 年 5 月 16 日～18 日、白老町議会及び福島町議会を視察）と数回の議員研修会を経て、議員協議会で議会基本条案を策定し、9 章 30 条からなる条例案をまとめ、平成 25 年 3 月定例会最終日（3 月 25 日）に議会運営委員会から提案、全会一致で議決しました。この議会基本条例を制定した主な理由は、次のとおりです。

（理由 1）二元代表制における機関競争主義を確立するためです。

地方自治は、二元代表制（市町村議会と市町村長）で成り立っています。議会と長は対等・並列の関係にあり、お互いの機関が抑制とけん制することで民主的な政治を実現することが大切です。

本町議会は、選挙による 16 人の議員で構成され、合議制により意思決定されます。したがって、案件に対する議員相互の議論が必要不可欠となります。この基本的な議会の活動などを定め、進めていくことが、豊かなまちづくりと町民全体の暮らしの向上につながると考えました。

（理由 2）議会運営の基本理念と体制を確立するためです。

議会運営は、地方自治法と本町自治基本条例及び議会会議規則などにに基づき運営してきました。

本町議会も「町民参加のうえに成り立つ」という原点に立ち、さまざまな改革や活性化策を展開していますが、議員は 4 年に一度の選挙により、議会構成が変わることから、これまで進めてきた議会改革・活性化策が中止・後退されることのないようにすることが大切です。さらに、主権者である町民の皆さんに議会への理解を深めていただき、議会への参加の道が開けるように、新しい「きまり」をつくる機運が議員間で高まり、今後に向けた議会改革・活性化策を明文化し実現する必要がありました。これらのことを目的として、議会基本条例を制定しました。

本町の議会基本条例の策定は、議会事務局が章ごとに原案を構想し、正副議会運営委員長会議で協議、それを全員協議会に持ち込み、さらに議会運営委員会での整理を繰り返す方法を取り入れました。そのため、全ての会議の合計は、8 か月間で 115 回にも及びました。先述の議会報告と町民との意見交換会では、原案を投げかけ、議会モニターにも意見を求め、さらに議会サポーターの中尾修氏と神原勝氏から計 4 回の講演と助言を受け、議会だよりに 2 か月にわたり条例案を全文掲載し、パブリックコメントを実施しました。本町議会では特別委員会や小委員会などを設置することなく、全議員で制定に務め、町民参加と議会サポ

ーターの支援をいただき、平成 25 年 3 月定例会（平成 26 年 3 月 25 日開催）で全会一致により議決に至りました。

当初条例は、9 章 30 条からなり、これまで取り組んできた議会改革と活性化策に加え、今後において取り組むべき内容をまとめました。常任委員会の活性化に重きを置き、新たに通年議会、文書質問制度、政策立案過程の観点（7 項目）、委員長リーダーシップ、インターネット中継、議員間討議、政策サイクルなどを盛り込み、さらに、議会白書の作成、正副議長の立候補表明、事務局人事異動の協議などについても加えました。さらに「開かれた議会」として、議会改革諮問会議を設置し、議員定数と報酬及び政務活動費についての取り組みを前提としました。

平成 27 年度においては、議会基本条例を一部改正（災害時対応を追加）して 31 条の条文となりました。

施行後の議会基本条例制定・改正状況

芽室町議会基本条例制定 (平成 25 年 3 月 25 日)	全 30 条	平成 25 年 4 月 1 日施行
一部改正 (平成 26 年 12 月 24 日)	第 14 条(3) 芽室町庁舎建設基本計画を追加	平成 27 年 5 月 1 日施行
一部改正 (平成 27 年 3 月 25 日)	第 14 条(4) 芽室町都市計画マスタープランを追加	平成 27 年 5 月 1 日施行
一部改正 (平成 28 年 3 月 23 日)	第 25 条に 災害時の対応を追加	平成 28 年 5 月 1 日施行 全 31 条となる。

（２）通年議会制（会期の通年制）による運営

○会期の通年性導入までの経過

平成 24 年度までは、1 年間に定例会を 4 回（3.6.9.12 月）開き、その他に開く場合を臨時会として開会していました。平成 25 年 5 月 1 日以降は、通年議会制を導入し、会期を 365 日間としました。

平成 25 年 8 月に地方自治法が改正され、通年議会が正式なものとなりましたが、本町議会では、法改正より前に議会運営委員会の所管事務調査（平成 24 年 5 月 16 日～18 日、白老町議会及び福島町議会を視察）と数回の議員研修会を開催し導入を検討しました。導入当時の主な理由は、次の 2 点です。

（理由 1）議会開議の主導権を確立する。

町長が一度議会を招集すれば、あとは議長が招集する権利を有し、自主的に議会を開くことができます。通年議会制により、議会招集は議長が行うこととなりますが、1年間を通して本会議が開催されるという主旨ではないことを明確にしました。

(理由 2) 委員会活動及び議員活動を機動的に行う。

これまでは、臨時会を除き定例会と定例会の間は、決められた内容以外の案件について各委員会で調査することはできませんでした。しかし、通年議会制の導入により、議会は1年間を通じて機動的に活動でき、監視力を高めながら政策提言する機会をつくることとなりました。

なお、専決処分、一事不再議及び文書質問制度等の導入については、先例議会を参考に行政機関とも協議し、事案拡大に向けました。年間を通して会期中とすることから、町長が議会を招集する「議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当する事例のほとんどがなくなり、地方自治法第 179 条に基づく専決処分は限りなくできなくなるともいえました。

しかしながら、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理性をさらに担保するために、町長において議会の議決に付す ① 災害等の維持補修や工事、② 年度末における基金繰り戻し、③ 年度末における日切れ法案及び起債許可の決定など時間的制約のあるものなどについては、地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分の拡大を認めて指定を行いました。

町議会の議決により指定された町長の専決処分事項

(平成 25 年 5 月 1 日議決)

- (1) 法令上、町の義務に属する 1 件 100 万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。
- (2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 2 条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、請負金額を 250 万円以内の額で変更すること。
- (3) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関すること。

さらに、諸報告に対する質疑の廃止（平成 24 年 3 月）、全員協議会と合同委員会等の案件の整理（平成 24 年 4 月）も行いました。

また、平成 28 年 8 月の台風災害の復旧・復興に際しては、災害対応の議案に対して柔軟な日程を組み、機動的な委員会調査活動を行うなど、通年議会制の特長をいかんなく発揮し、本町議会における通年議会制はすで十分に定着していると言えます。

(3) 議会モニター制度の設置

平成 24 年 4 月 1 日から、議会への住民参加による議会改革・活性化を推進することを目指し、議会モニター（町民 10 人）制度を導入しました。平成 27 年度では前年からの再任 4 人と新規 6 人を委嘱しました。また政策提言型のモニター制度へ移行した平成 28 年度以降では定員を 20 人に拡大し、平成 29 年度は再任 6 人と新規 13 人、平成 29 年度、平成 30 年度ともには再任 9 人と新規 11 人となり、制度開始以来 7 年間で 89 人（実人数 64 人）の方に御協力いただきました。

議会モニター制度は、本会議及び委員会の会議傍聴や議会広報・広聴施策などを通じて、「議会運営等に関し町民の皆様からの意見・提言など幅広く聴取し、議会運営に反映すること」を目的に、「開かれた議会を目指す」ための欠かせないツールとなっています。

モニターの業務内容は、レポート提出と会議出席での発言を主とし、具体的には、①議会運営への提言、②議会広報及びホームページへの提案、③議員との意見交換会（年 3 回）への出席、④議長が依頼した議会運営に関する提言などです。この他にも議員研修会や議会報告と町民との意見交換会などにも積極的な参加をいただきました。

平成 27 年度は 157 項目、平成 28 年度は 414 項目、平成 29 年度は 322 項目、平成 30 年度は 329 項目の意見・提案等が寄せられました。

モニターレポートに記載された内容や会議での提案事項については、議会運営委員会及び全員協議会、各所管委員会で対応の協議を行うとともに、議会だよりにも掲載し、町民への周知にも努めました。議会全体への指摘部分は、議会活性化計画の検討段階において、その主旨を踏まえ改善・改革を図りました。

平成 27 年度は、ワークショップ方式に切り替えるとともに、議会運営委員会の先進地事務調査（平成 27 年 5 月 21 日・長野県飯綱町議会視察）を経て、要綱を改正し、平成 28 年度から政策提案型のモニターへ移行しました。

平成 30 年度は、ワークショップにおいて自ら議論テーマを選択する方法を試行し、専門のファシリテータによる会議進行を行い、議論の活発化を図りました。

1 議会モニター会議の開催状況と提案項目数

年度	開催回数	延出席人数	提案項目数	内 訳
H27	3 回	22 人	157 項目	レポート 32 項目・意見交換会 90 項目・アンケート 35 項目
H28	4 回	44 人	414 項目	レポート 29 項目・意見交換会 342 項目・アンケート 43 項目
H29	3 回	40 人	322 項目	レポート 26 項目・意見交換会 228 項目・アンケート 68 項目
H30	3 回	35 人	329 項目	レポート 23 項目・意見交換会 185 項目・アンケート 121 項目

計	12 回	141 人	1,222 項目	レポート 110 項目・意見交換会 845 項目・アンケート 267 項目
---	------	-------	----------	---------------------------------------

【※(1)レポート意見件数の内訳】

番号	分類項目	合計	件数 (H27)	件数 (H28)	件数 (H29)	件数 (H30)
1	議会だより・HP・SNS	12	7	2	2	1
2	本会議	9	3	5	1	0
3	委員会・議員協議会	7	1	4	2	0
4	議会報告会・意見交換会	4	1	0	2	1
5	議会改革・活性化	19	10	4	1	4
6	議員との意見交換会	24	4	8	8	4
7	町政・まちづくり	35	6	6	10	13
	計	110 項目	32 項目	29 項目	26 項目	23 項目

【※(2)意見交換会・意見件数の内訳】

番号	分類項目	合計	件数 (H27)	件数 (H28)	件数 (H29)	件数 (H30)
1	議会だより・HP・SNS	6	0	1	2	3
2	本会議	2	0	0	2	0
3	委員会・議員協議会	3	0	3	0	0
4	議会報告会・意見交換会	2	0	0	2	0
5	議会改革・活性化	174	8	70	69	27
6	議員との意見交換会	23	5	15	3	0
7	町政・まちづくり	255	42	163	27	23
8	抽出政策・事務事業	380	35	90	123	132
	計	845 項目	90 項目	342 項目	228 項目	185 項目

【※(3)アンケート調査の内訳】

番号	分類項目	合計	件数 (H27)	件数 (H28)	件数 (H29)	件数 (H30)
1	議会だより・HP・SNS	46	4	24	11	7
2	本会議	0	0	0	0	0
3	委員会・議員協議会	0	0	0	0	0
4	議会報告会・意見交換会	2	0	1	0	1
5	議会改革・活性化	4	0	1	1	2
6	議員との意見交換会	17	1	0	8	8
7	町政・まちづくり	19	6	0	4	9
8	抽出政策・事務事業	179	24	17	44	94
	計	267 項目	35 項目	43 項目	68 項目	121 項目

2 議長が依頼した内容に関する提言

・H30 年度 各常任委員会抽出事業に対する提言

3 議会傍聴・議員研修会・議会フォーラムなどへの参加

内 容	合計	件数 (H27)	件数 (H28)	件数 (H29)	件数 (H30)
議会傍聴	85	6	21	19	39
議会フォーラムへの参加	15	3	4	4	4
研修会への参加	18	4	3	6	5
計	118 人	13 人	28 人	29 人	48 人

4 議会モニター名簿（敬称略）

H27	大宮久美子 奥村紀之 寺町智彦 武藤健護 西川幹生 畑中庸助 下保孝志 中田智恵子 古田 聡 宮間教年
H28	市橋 明 井原有二 奥村紀之 川野陽美 佐々木玄徳 高桑衣佳 寺町智彦 鳥本和宏 中捨智也 中田智恵子 西川幹生 西村有里 畑中庸助 平岡早苗 廣田由美 堀井和宏 武藤健護 山川昌則 山本雅代
H29	井原有二 川野陽美 佐々木玄徳 高桑衣 鳥本和 中捨智也 廣田由美 堀井和宏 山川昌則 長谷川修 武藤雅紘 岩佐幸治 堀切佳寿子 高道 豊 加藤順子 藤村八重子 小林 覚 松岡みちよ 木村真之 小森豊弘
H30	長谷川修 武藤雅紘 岩佐幸治 堀切佳寿子 高道 豊 加藤順子 藤村八重子 小林 覚 松岡みちよ 木村真之 小森豊弘 坂田恵子 畠山大輔 土井慎悟 珠玖謙一 小森真弓 渡邊しのぶ 千田美喜子 池戸朋弘 藤井信二
計	合計 69 人（実人数 43 人）（H24～通算合計 89 人・実人数 64 人）



(4) 議会改革諮問会議の設置

議会基本条例に基づいた、この制度の目的は、「開かれた議会を目指す」という新たな活性化策として導入したものであり、本会議及び委員会の傍聴などを踏まえ、「議会運営等に関し、町民の皆様からの意見・提言など幅広く聴取し、議会運営に反映すること」としています。

第2期議会改革諮問会議（任期：平成27年7月1日から平成29年6月30日）においては、平成27年度では会議を5回開催し、第1号答申（平成27年11月30日）及び第2号答申（平成28年2月25日）を行いました。平成28年度は、新たな諮問は行わず、5回の会議を通じて、これまでの議会活性化のウィークポイント強化を目的に、議会活性化主要4事業を軸とした取組みをチェックし、提言（平成29年3月3日）を行いました。

第3期議会改革諮問会議（任期：平成29年7月1日から平成31年6月30日）では、「住民参加のあり方」「議会活動の評価」の2点を諮問し、平成29年度は、このうち「住民参加のあり方」について5回の会議において議論を重ね、住民参加ツールの現状と検証から課題の抽出を行い、5つの住民参加ツールに対して提言（平成30年3月9日）を、平成30年度は「住民から見える「議会活動の評価」」について議論を行い、評価の対象・評価者・手段等について提言（平成31年3月1日）を行いました。

議会改革諮問会議名簿（敬称略）

第2期 H27～H29	会長：蘆田千秋 副会長（会長職務代理者）：小山智幸 委員：川合拓男 黒田卓裕 駒澤建治
第3期 H30～H31	会長：太田 寛孝 副会長（会長職務代理者）：小山智幸 委員：川合拓男 馬場 繁 牛嶋 あすみ



議会改革諮問会議答申書

議長諮問事項に対する答申（第 1 号）内容

平成 27 年 11 月 30 日

平成 27 年 7 月 9 日に広瀬重雄議長から諮問のあった 6 項目中、具体的に協議された 2 項目および追加項目について、当諮問会議の審議の結果、本町議会のさらなる改革・活性化の方策として実施されることを期待し、次のとおり答申する。

記

1 答申項目

- (1) 議会 ICT の推進について 諮問のとおり答申する。
- (2) 議会 BCP（業務継続計画）について 諮問のとおり答申する。
- (3) 追加項目 議員倫理・品位・品格について 報告内容のとおり進めるべきもの
と考える。

2 付帯意見

なお、答申にあたり、次の 3 点について意見を付すものである。

(1) 議会 ICT の推進について

議会 ICT の推進については、特にインターネットによる議会中継・録画をはじめ、議会ホームページの充実、SNS の活用など目を見張るものがある。

平成 28 年度に導入予定のタブレット端末およびクラウドシステムにあたって、費用対効果を念頭に置き、確実に町民の福祉向上につながるよう成果に結び付けるとともに検証を行い、その結果等の公表を求めるものである。

(2) 議会災害時対応基本計画（議会 BCP）について

議会災害時対応基本計画（議会 BCP）については、議会および議員の責務として新たに位置付けるものであり、検討経緯を評価するものである。

なお、計画策定後においても、随時、検証、評価、是正、改善などの取り組みを行うよう求めるものである。

(3) 追加項目 議員倫理・品位・品格について

追加項目の議員倫理・品位・品格については、全国的に議会議員の不祥事が後を絶たない中で、自浄的に解決に取り組む姿勢を評価する。

当調査を定期的に行うとともに、議会改革諮問会議に対し、調査内容および協議結果の公表を求めるものである。

議長諮問事項に対する答申（第 2 号）内容

平成 28 年 2 月 25 日

1 政策提言型議会に向けた制度設計について

（議会基本条例 第 2 条 2 項、第 5 条(3)(4)、第 11 条 3 項）

本町議会の「政策提言型議会に向けた制度設計」については、平成 26 年 4 月から導入している「議会政策形成サイクル」による政策提案・提言の内容が実行化し、その実績が町民に認知されるまで継続していくことが重要と考える。

具体的な内容について、次のとおり提言する。

(1) 政策提言機能の強化・進化

① 課題抽出方法の改革

ア 議会自ら抽出する方法として、シートを作成のうえ各委員会で十分な協議を経て、抽出の理由などを明確にすること。

イ 決算審査・予算審査時に、各委員会で十分な協議を経て、抽出すること。

ウ 町民に対し、政策提案等の意見を聴取することを目的としたアンケート調査を検討すること。

② 町民との意見交換会の進化

ア 議会と町民の連携を意識し、町民を多数集める方策（他主催のイベント等）を講じること。

イ 町のそよかぜトーク等で出される課題と議会の意見交換会で出される課題の共有化を図ること。

ウ 若い世代との意見交換会の実施を考えること。

エ ワークショップ、ワールドカフェによる対話手法を確立させること（町民の要望・意見を否定しない）。

オ 各委員会で抽出した政策・事務事業等については、「各団体との意見交換会」を開催すること。

③ 議会モニター制度の進化

ア 各委員会が抽出した政策・事務事業ごとに、審議会的なイメージをもって助言を仰ぐこと。

イ 議会モニターの成り手は、幅広い年齢・職業、性別などを考慮し、多様な意見を集めるよう努めること。

ウ 一般質問の通告の前に議会モニターの提案・意見等を参考とする機会を設けることを検討すること。

④ 議員間討議の活性化

ア 各委員会でミーティング方法を研究・開発し、議会全体で共有化すること。

イ 議員個々の政策立案能力を高めること。

⑤ 調査と研究

ア 議会サポーターの協力を仰ぐこと。

イ 専門的知見の活用を図ること。

ウ 予算及び決算審査前に所管課の調査（成果・方向性等の調査）を行うこと。

⑥ 提案・提言方法

ア 議員間討議を十分に行うこと。

イ 同案件であっても、繰り返し提案・提言を行い、状況に応じて再度の提言を検討すること。

ウ 過去の政策提言内容の進行状況を追跡して調査及び検証を必ず行うこと。

(2) 財務監視機能

① 政策提案的質問に偏向しているが、監査的質問についても（１）と同様に追跡調査を行うこと。

② 交付税の調査を行うこと。

③ 決算審査時において、不適切会計処理後の再発防止策の取組状況等を調査すること。

④ 議選監査委員制度の活用を図ること。

2 議会図書室機能の整備について（議会基本条例 第23条1、2項）

本町議会の「図書室機能の整備」については、議員室をはじめ、議長室、議長応接室、事務局室及び委員会室に分散状態であるが、将来的には（新庁舎建設の際には）執行機関の蔵書を合わせ、集約する必要がある。

具体的な内容について、次のとおり提言する。

(1) 蔵書すべき図書・資料等

① 参考図書

ア 議会運営に関する図書

イ 委員会が必要とする図書

ウ 議員が必要とする図書

エ 事務局が必要とする図書

② 資料（レファレンス）等

ア 官報、公報及び刊行物（国・北海道の計画書・白書等）

イ 町の全計画書等

ウ 町広報誌・町史・記念誌等

エ 議案、会議録（会議記録）等

オ 新聞等

(2) ICT化との連動

① 議会ホームページでの情報提供

② タブレット導入による政策形成力等の向上（議員 NAVI の活用等）

(3) 他機関との連携

① 機関連携

ア 町の所蔵図書との連携の検討

イ 芽室町図書館・帯広市図書館・北海道大学図書館との連携

ウ 北海道大学公共政策大学院等（管内大学含む）の支援（図書情報・貸出等）

エ 研修講師・議会サポーターに書籍寄贈を依頼（住民周知→貸出）

オ 議会サポーターの支援

- カ 議員間の情報共有化（貸し借り）
 - キ 町民への情報共有化（議員の読書傾向の紹介コーナー設置）、電子化関連
- (4) 役場新庁舎建設を想定した機能整備を検討すること。

3 議会の改革・活性化策について （議会基本条例 第24条1～5項）

本町議会では、平成12年度から議会活性化計画を策定し、議会改革・活性化を推し進めている。今後は、次の3項目について、取り組みを強化されたい。

- (1) 「次世代を担う方との意見交換会」の実施を考えること。
 - ①「小・中学生、高校生とまちづくり参加」の機会をつくること。
 - ②「若い世代のまちづくり参加」の機会をつくること。
- (2) ワークショップ、ワールドカフェ（ファシリテーター養成等）による対話手法を確立させること。
- (3) 公聴会の開催を検討すること。

4 議会基本条例の適宜改正について （議会基本条例 第30条2項）

本町議会では、平成25年3月に芽室町議会基本条例を全会一致で可決し、同年4月1日に施行した。これまで、平成26年12月25日条例第44号、平成27年3月27日条例第32号により議決権拡大に関する一部改正してきたが、今回、同条例に次の条文を加えるべきと考える。

- (1) 議会における災害時対応の項目

5 附帯意見

本町議会は、全国の自治体議会の中でも先進的議会とされ、視察も相次いでいる。しかしながら、町民からの評価が全てであり、そのために議会自らが次の点を考慮すべきと考える。

- (1) 最終的な議長答申事項後の議会改革・活性化策の進捗状況と成果を公表すること。
- (2) 議会が自ら決定した事項については、議員個々が真摯に全力で取り組むこと。

議会活性化主要事業に対する提言事項

平成29年3月3日

今年度の議会活性化主要事業4項目は、いずれにおいても、本町議会運営の基本理念である「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現のために、欠くことのできない重要事項である。

今後においても成果・実績が十分に町民に認知されるまで継続していくことが必要

と考えることから、具体的内容について、次のとおり提言する。

1 議会政策形成サイクルの充実

(1) 政策形成サイクルの進化

①議論の経過の見える化

- ・意見交換で出された意見がどのように協議され政策に生かされたのかを明確化すること。

②フロー図の改善

- ・意見交換会では、意見交換会をベースにしたサイクルを表示するなどして町民の理解を促すこと。
- ・町民要望を町の政策に反映するための時期、タイミングを町民に分かりやすく伝えること。
- ・所管事務調査・視察が結果となるまでの一連の流れを町民に伝えること。
- ・評価ベースのサイクルについても、適宜見直しを行うこと。

2 町民との意見交換会の充実

(1) 意見交換機会の進化・充実

①資料提供・説明の充実

- ・町民の視野を広げより深い議論となるよう適切な情報を提供すること。
- ・議会の基本を知ってもらい、議会と交流できるような仕組みの構築に向けた検討をすること。

②意見交換会開催内容の工夫

- ・多様な意見の聴取のため、対象者・時期・テーマ等を意識し、参加者が意見を出しやすい意見交換会となるよう常に創意工夫を行うこと。

③参加者への会議録の提供

- ・ワークショップなどにおいて他のテーブルの議論を共有できるよう会議録を提供すること。

④「議会報告と町民との意見交換会の意見・提案・要望等の取り扱いフロー」の改善

- ・町民からの要望事項として町に送付した意見について、町の対応状況を確認・調査し、町民に示すこと。

(2) 広聴ツールの充実

①町民アンケートの実施

- ・より多くの町民ニーズを取得するよう、不特定の町民から意見聴取すること。

3 議員間討議（自由討議）の実践

(1) 議員研修の充実

- ・討議の趣旨は自己の意見を通すことが目的ではなく、議員間の考えを調整（アジ

ヤスト) していくプロセスが必要である。意見が住民にとってどのように働くのか、想像力を必要とすることから、議論の結論に至るまでの討議手法を学ぶこと。

(2) 広報ツールの充実

①傍聴者の拡大

- ・自由討議の場をより多くの人に傍聴してもらうよう努めること。

4 議会 I C T 計画の推進と実践

(1) I C T の継続的な活用

- ・I C T は今後ますます重要な社会基盤となる。使い続けていくことで、町民の理解拡大、多様な意見聴取などに繋がることから、継続して I C T 利活用を図っていくこと。

(2) 広報・広聴ツールとしての活用推進

①意見募集の活用

- ・テーマを決めて意見募集するなど、S N S を一層活用すること。
- ・広聴ツールは住民が政策決定に関わることができる手段の一つであることの理解を広げること。
- ・議会への意見に対する返答期間を明示すること。

②町民間の情報共有化

- ・町民からの意見は、意見交換会での紹介や広報ツールでの公開などを通じて、他の町民との間で共有化を図ること。

住民から見た「住民参加」のあり方に対する提言事項

平成30年3月9日

平成29年10月6日に広瀬重雄議長から依頼のあった『住民から見た「住民参加」のあり方』について、当諮問会議の調査の結果、本町議会がさらに「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を実現・発展させるための改善方策として実施されることを期待し、次のとおり提言する。

記

芽室町議会基本条例第8条には「議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します」とあり、住民参加は議会にとって欠くことのできない要素である。

これまで本町議会は、多くの住民参加ツールを活用し、住民の意志を議会運営に反映させてきているところであるが、今後においてさらに充実を図りつつ、継続的に取り組むべきであることから、住民参加と議会の関わり全体について及び各住民参加ツールについ

て次のとおり、実施・検討を願いたい。

1 住民参加と議会の関わり

■町民が参加しやすい仕掛けづくり

- ・無関心層などがフォーラム、意見交換会等に「参加したくなる」、議会傍聴に「行ってみたくなる」仕掛け・工夫を行うよう努めること。

■情報発信の工夫 ― 情報の内容、手段・手法

- ・議会の情報を気軽に目にする機会を増やし、議会・行政に興味・関心を持つ層の拡大に努めること。

■町民と議員が一緒に話し合う場・学ぶ場の設置

- ・形式にとらわれず、町民の中に議員が入り、対話を通じて共にまちづくりを考える機会と、当事者意識の醸成に繋がる場の設置を検討すること。

■議員力の向上

- ・町民の意見の奥にある「本当の課題」を汲み取るための「聴く力」「想像する力」「議論する力」「まとめる力」を向上する努力を積み重ねること。

2 住民参加ツールと改善事項

[1] 議会モニター制度

(1) 制度全体について

- ①議会からの情報を見る人は関心がある人であり、関心がある人を増やしていく必要があることから、町民に対するモニター制度の周知・情報発信の工夫を行うこと。
- ②モニター委嘱当初から議会の意思とともに政策に向き合うことが必要であり、そのためにはモニターまたはモニター候補者に対する「制度と役割理解」が欠かせないことから、モニター応募の声掛け段階での制度理解を進めること。

(2) モニター選考

- ①政策に繋げるため、あるいは議会と住民との距離を近づけるためのツールとしての趣旨を考慮し、次のような選考方法を検討すること。
 - ア) モニターでなくとも意見交換に「参加」できること
 - イ) テーマごとにモニターを変えること
 - ウ) ランダム当選方式で選考すること
 - エ) モニターを降りるときに「知人等を紹介」すること
 - オ) 町の政策等に興味・関心・理解を持つ町民を選考すること
 - カ) 1年目は知識の吸収、2年目には「部会」に分かれ議論・研究を深めること

(3) テーマ設定

- ①住民参加を促すため参加者が関心を持つテーマ設定となるよう工夫を行うこと。
ア) 人が持つ「不安」「希望」「やりたいこと」などに着目して、議論を広げる
イ) 自分にとって興味があるテーマを選択できる
ウ) 最初からテーマが周知されている

[2] 議会フォーラム

- ①議会が住民に向けて発信する情報がしっかりと住民に伝わるよう情報の内容、手段・手法など一層の工夫を行うこと。
ア) フォーラムのライブ中継
イ) 意見交換会のライブ中継
- ②町内の学校のみならず、他の町村に通学する芽室町の子どもたちとの意見交換等の実施を検討すること。
- ③多様な住民の参加を促し意見を募るため、年代に合わせたテーマ設定、開催手法を工夫すること。
ア) 住民の注意・関心を向けるための仕掛け
イ) 意見交換の場に専門のファシリテータを配置
ウ) 高校との連携（全校集会の活用、『議会甲子園』で高校ごとに生徒から提言）
エ) 選挙管理委員会など他機関との連携
オ) 成人式や入学式など節目を迎える住民を対象とする意見交換会
カ) 小中学校と連携し議員による「出前授業」
キ) 親子での参加

[3] 意見交換会

- ①意見交換会冒頭の議員の紹介や議会活動の紹介は、議会活動に関心を寄せ、意見を引き出すうえで有効な手法であることから継続することともに、意見交換途中でのグループ間情報共有を進める手法を検討すること。
- ②議会の思いを住民に伝えるとともに、住民の心にある不安・想いを汲み上げ、住民の意見の背景や理由を掘り起こす仕組みを検討すること。
ア) 多様な答えを引き出すようなディスカッションを行う
イ) 「〇〇カフェ」のように住民と議会が接する場の設定
ウ) アンケート活用して次の参加に繋げる呼び水とする
エ) 議員が町民を諭す場面があっても良い
- ③多様な住民からの意見を聴く一方で、行政やまちづくりに意見や考えを持つ「対象者」の絞り込んで行う意見交換会の実施を検討すること。

[4] ホットボイス・参考人制度

- ①ホットボイスをきっかけとして、住民の「本当の課題」を調査し掘り下げるための

仕組み・工夫について検討すること。

〔５〕 議会傍聴

- ①議会等での議案審議に対する理解を深めるため、傍聴する際には傍聴者へ議案に関連する説明資料を配布するなど、事前知識を提供する工夫を検討すること。
- ②傍聴へ足を向けるきっかけとなるような情報は広く、複数のチャンネルを活用して発信すること。

住民から見える「議会活動の評価」に関する答申事項

平成３１年３月１日

平成２９年１０月６日に広瀬重雄議長から依頼のあった『住民から見える「議会活動の評価」』について、当諮問会議の調査、議論の結果、本町議会がさらに「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を実現・発展させるための改善方策として実施されることを期待し、次のとおり提言する。

記

議会基本条例第１０条第１項では「議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります」と規定しているように、議会への町民参加を促すためは、情報公開と共有が欠くことのできない要素である。

しかしながら、町民が「議会活動に関する情報を共有している」か、客観的に把握した実態が乏しく、議会の活動が町民の理解を得、町民の福祉向上につながっているのか検証のすべがない。

また、同条第３項では「議会としての評価を１年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表する」ことを規定しているが、「自己評価」にとどまっている状況である。

これらの現状から、議会活動に関する町民意識の把握とともに議会情報の共有、並びに適正かつ公正な評価となるよう、次のとおり検討を願いたい。

１ 答申項目

別紙の「議会活動の評価（案）」を参考とし、議会に関する評価方法を確立すること。

２ 付帯意見

議会基本条例第10条第2項では「議会白書を町民に公表すること」を規定し、同条第4項では、「議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定める」としているが、具体的な規定を定めるに至っていないことから、必要なルールを定めるよう求めるものである。

(別紙)

住民から見える「議会活動の評価」

■評価対象

- ・議会の活動（内容・実績）を評価対象とする

■評価をする者

- ①町民全体
- ②特定の町民等（議会改革諮問会議委員経験者・議会モニター経験者 等）

■手段・手法

- ①町民を対象とした無作為抽出によるアンケート調査を行う。
 - ・議会活動及び議会が実施する事業・活性化策等の理解度を評価する。
- ②特定の町民等を対象とした調査を行う。
 - ・議会基本条例に基づく議会活動について客観的評価を行う。
 - ・この評価の実施にあたっては現在実施している「議会基本条例議員評価」の評価内容・項目についての見直しをするなど、町民等が理解しやすい評価方法を検討すること。

■評価の目的

- ①議会の活動全般に関する認識度の現状を測ること。
- ②議会の活動全般に関する認識度を高めるよう情報公開・共有の手法を改善につなげること。
- ③議会の活動全般を客観的に評価し、町民目線の議会活動のあり方に資すること。
- ④評価を通じて議会に関心を持つ町民層を増やすこと。

(5) 議会サポーターの委嘱

議会改革・活性化は、議会及び議員のみで成し遂げることは至難といえます。議会モニター制などにより町民の声を生かすともに、外部機関のネットワークを積極的に活用し、任期の中での実現を重視する必要があります。

そのため、議会では平成 24 年度から地方自治などの研究者の支援をいただくために、議会サポーター制度を導入し、これまで 8 名を委嘱しています。

サポーターは、主に議員研修の講師を承引いただくほか、議会運営上の多岐にわたる分野での助言や所管事務調査などでのアドバイスをいただいています。

議会サポーター

H30	神原勝（北海道大学名誉教授・H24～） 宮脇淳（北海道大学公共政策大学院教授・H24～） 山崎幹根（北海道大学公共政策大学院教授・H24～） 江藤俊昭（山梨学院大学教授・H24～） 中尾修（東京財団研究員・H24～） 石井吉春（北海道大学公共政策大学院教授・H26～） H28 研修講師 若生幸也（北海道大学公共政策大学院研究員・H26～） 土山希美枝氏（（龍谷大学政策学部教授・H28～） H28 研修講師
計	8 人



(6) 北海道大学公共政策大学院との包括連携協定事業の実施

平成 24 年 6 月 6 日に、町民を代表し調整の意思決定等を行う町議会と、学術の中心として知的資源が集積する大学院が相互に協力することにより、多様な地域課題に適切に対応し、魅力ある地域づくりの推進に資することを目的に、北海道大学公共政策大学院と包括的連携協定を締結しました。

包括連携事業は、これまでの間、大学教授及び大学院生の協力を得て、議員報酬・定数シンポジウム、公共施設マネジメントセミナーなどの他、議会 ICT・公共交通・自治法改正等、多くの分野の研修会を開催しています。

平成 27 年度は、石井吉春教授に病院経営について、切通堅太郎（社法）北海道総合研究調査会調査部次長には総合戦略策定に向けた課題などに示唆いた



き、平成 28 年度も、北大に出向き研修会を開催し、「北海道の交通問題」について研修会を開催しました。

平成 29 年度は、山崎幹根教授を講師にお招きし「総合計画と地方創生」について、高野伸栄院長を講師として「今後の公共調達のあり方」についての研修会をそれぞれ開催しました（町と共催）。

平成 30 年度は、北大に出向き研修会を開催し、「地方自治法改正による自治体の内部強化」について研修会から、議員選出監査委員選択制及び議会の監査機能強化の議論に繋がりました。

北海道大学公共政策大学院との包括的連携協定経過・事業実績等（締結時から H30 まで）

- | |
|--|
| ① 目的：町民を代表し調整の意思決定等を行う町議会と、学術の中心として知的資源が集積する大学院が相互に協力することにより、多様な地域課題に適切に対応するとともに、魅力ある地域づくりの推進に資する。 |
| ② 趣旨：地方議会と大学院の連携協定は、教授が専門知識を講義、議員の相談・指導に応じるなど議会運営に生かす取り組み。院生が政策提言し若い感性を改革につなげ |

る。
③ 事業：政策形成及び調査に関すること・議員研修会講師・教育・研究環境の充実に関すること・学生と議会との交流会 重要課題の調査研究・研修会 学生模擬議会 政策提案・議会サマースクールの町内開催の検討など。
④ 効果：町議会は教授陣の専門知識や院生の感性を吸収し、大学院側は実際の議会在院生に学ばせる相乗効果が期待される。
・ 常任委員会での専門的知見の活用
・ 協定を機に町民が議会を注目するようになる。
・ 議会活性化につながる等。
⑤ 期間：1年間。特段の意思表示がない場合は更に1年間更新するものとし、その後も同様。
⑥ 事例：全国的には山梨学院大学と昭和町議会、埼玉大学とさいたま市議会、福島大学と福島県会津美里町議会などがある。昭和町議会は、議会改革に成果を挙げている。
⑦ 手続き：同大学と協定内容及び協定案調整・包括的連携協定式を挙行し記念講演を行う。
⑧ 経過
・ 平成24年1月24日 北海道大学公共政策大学院 山崎幹根教授を招いた議員会主催研修会開催の際に打診。
・ 平成24年3月21日 同大学院院長 宮脇淳教授から連絡
・ 平成24年3月22日 第15回正副議長・議運正副委員長会議に報告・協議
・ 平成24年3月26日 第9回議会運営委員会に報告・協議
・ 平成24年4月2日 第6回議員協議会で概要説明
・ 平成24年4月12日 第11回議会運営委員会で協定案説明
・ 平成24年4月23日 第7回議員協議会で協定案説明・決定
・ 平成24年4月26日 北大大学院教授会で正式決定
・ 平成24年5月1日 第12回議会運営委員会で最終決定
・ 平成24年5月11日 第8回議員協議会で決定報告
・ 平成24年5月7日 広瀬議長訪大、挨拶
・ 平成24年6月6日 調印式及び宮脇院長の記念講演（議場）
・ 平成24年6月30日 H24協定事業案を決定
・ 平成27年6月6日 提携更新（以降、毎年自動更新）
⑨ 事業実績
・ 平成24年8月2～3日 北大公共政策大学院主催「地方議会サマースクール」に6人参加（北大・札幌市）
・ 平成24年12月6日 議員研修会「議会のICT化戦略を考える」若生幸也専任講師
・ 平成24年12月15日 北大院生協議会主催シンポジウム「自治体議会の議員定数・報酬はどうあるべきか」をテーマに芽室町議会について調査・研究・発表（北大：札幌市）
・ 平成24年12月15日 同シンポジウムに広瀬議長がパネリストとして登壇
・ 平成25年3月15日 議員会研修会で「自治体議会の議員定数・報酬はどうあるべきか」

「議会の ICT 化戦略を考える」生沼裕教授、若生幸也専任講師、丸修平・西山徹院生講師
・平成 25 年 3 月 31 日 H25 事業計画策定
・平成 25 年 6 月 5 日 議長・事務局長が北大訪問（山崎院長・石井吉春教授）
・平成 25 年 6 月 28 日 HOPS・芽室議会研修会山崎院長挨拶、「公有財産マネジメント」石井吉春教授・「議会基本条例後の運営」生沼裕教授講師（北大・札幌市）
・平成 25 年 8 月 21～22 日 北大公共政策大学院主催「議会サマースクール」に 8 人参加（北大・札幌市）
・平成 25 年 8 月～9 月 北大公共政策大学院主 2 人をインターンシップ受入（芽室町議会事務局・町）
・平成 25 年 8 月～9 月 「公共財産マネジメント」等について北大が本町を調査（石井吉春教授等）
・平成 25 年 12 月 1 日 「公共財産マネジメントセミナー」を開催（芽室町ふれあい交流館）
・平成 26 年 5 月 7 日 経済常任委員会所管事務調査への協力を得る。（水道業務・石狩市役所）
・平成 26 年 5 月 27 日 総務常任委員会所管事務調査への協力を得る。（公共財産マネジメント・札幌市役所）
・平成 26 年 7 月 3 日 HOPS・芽室議会研修会（北大・札幌市）
・平成 26 年 8 月 20～21 日 北大公共政策大学院主催「議会サマースクール」に 6 人参加（北大・札幌市）
・平成 26 年 12 月 3 日 石井吉春教授 3 常任委員会レクチャー（議長応接室）
・平成 27 年 2 月 1 日 山崎幹根教授議会フォーラム視察来町
・平成 27 年 3 月 22 日 山崎幹根教授及び HTB が取材のため来庁
・平成 27 年 6 月 6 日 協定更新
・平成 27 年 7 月 4 日 HOPS・芽室議会研修会（北大・札幌市）「自治体病院の経営を考える」講師：石井吉春院長、「地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に向けて」講師：切通堅太郎（社法）北海道総合研究調査会調査部次長（北大・札幌市）
・平成 28 年 1 月 22 日 厚生文教常任委員会研修会「公共施設等総合管理計画（公共施設マネジメント計画）」「公立芽室病院の経営安定化」講師：石井吉春院長
・平成 28 年 7 月 6 日 HOPS・芽室議会研修会（北大・札幌市）「北海道の交通問題を考える」講師：石井吉春院長
・平成 29 年 10 月 5 日 芽室町・芽室議会研修会（町内ふれあい交流館）「総合計画と地方創生」講師：山崎幹根法学部教授
・平成 29 年 12 月 26 日 芽室町・芽室議会研修会（町内めむろーど 2 階セミナーホール）「今後の公共調達のあり方」講師：高野伸栄院長
・平成 30 年 7 月 4 日 HOPS・芽室議会研修会（北大・札幌市）「地方自治法改正による自治体の内部強化」講師：荒川 溪 准教授



(7) 白樺学園高等学校との包括連携協定事業の実施

平成 31 年 10 月 12 日に、町民との意見交換会の深化と充実から、議会活動の認知度向上を図るとともに、若い世代の考えを政策に反映させたい町議会と、まちづくりを考え・社会参画の機会を求める高等学校が、相互に協力することにより、人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的に、学校法人白樺学園「白樺学園高等学校」と包括的連携協定を締結しました。

平成 28 年度から、同校生徒との意見交換を重ねてきていましたが、平成 30 年度は、協定締結後初めての事業として、同校 1 年生の社会科（公民）授業でのグループディスカッションに全議員がアドバイザーとして参加し、身近な暮らしの課題を通じて、行政や議会との関わりを学ぶ機会の一つとしました。

白樺学園高等学校との包括的連携協定経過・事業実績等

①目的：人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資する。
②事業：議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供、生徒を対象とした研修機会の提供、議会開催の事業への教職員、生徒の参画、議員・職員等との交流、研修など。
③効果：町議会は住民への議会活動の認知度向上を図るとともに若い世代の考えを政策に反映させ、高等学校側は生徒にまちづくりを考え社会参画加する機会を持つことが期待される。
④期間：1 年間。特段の意思表示がない場合は更に 1 年間更新するものとし、その後も同様。
⑤手続き：同校と協定内容及び協定案調整・包括的連携協定式を挙げる。
⑥経過
・平成 28 年 11 月 15 日 同校吹奏楽部生徒と初めての意見交換を同校で実施。
・平成 29 年 2 月 18 日 同校吹奏楽部生徒全員との意見交換を実施。併せて議場において「ミニ演奏会」を開催。（議場での演奏会等は初の試み）
・平成 29 年 12 月 18 日 同校吹奏楽部、サッカー部生徒との意見交換を同校で実施。この際に、次年度以降の事業について「定番化」を模索。
・平成 30 年 5 月 23 日 第 3 回議会運営委員会で、平成 30 年度の高校生徒との意見交換概要案を議論する中で「定番化」をアプローチすることを議論。
・平成 30 年 6 月 5 日 第 4 回議会運営委員会で、平成 30 年度の高校生徒との意見交換概要案を決定。定番化に向けて協議することを決定。
・平成 30 年 6 月 15 日 議長、議運委員長、局長で同校を訪問し、意見交換等の定番化を打診した際、同校校長より「連携協定締結」の提案があり、その場で基本的合意を得た。
・平成 30 年 6 月 25 日 第 6 回議会運営委員会で、同行からの協定締結打診の件から、

協定案について議論。早急に進めることとした。
・平成 30 年 7 月 5 日 第 3 回全員協議会で、これまでの経過と協定案を協議。全議員の了承を得る。協定締結は時期をみながら秋ごろとする。
・平成 30 年 10 月 10 日 協定案、締結式について事務レベル協議。
・平成 30 年 10 月 12 日 同校会議室において協定締結式挙行。
⑦事業実績
・平成 31 年 2 月 6・7 日 同校 1 年生（4 クラス・129 人）の社会科授業（公民）グループディスカッションに全議員がアドバイザー参加。



（８）議会傍聴の環境整備

選挙投票率の低下は、本町も例外ではありません。首長選挙では、平成 8 年の 90.35%が平成 22 年には 71.15%、平成 30 年には 57.96%、町議会議員選挙では平成 9 年の 86.23%が平成 23 年には 67.10%、平成 27 年には 65.06%と低下の一途を辿っています。このことが、住民の町政やまちづくりへの関心度の低下に直結するとはいえませんが、住民参加のバロメータとしての投票率を意識することは重要と捉えています。

議会改革や活性化策を講じ、「住民と議会をつなげるツールには何があり、何をすべきか」を第一義的に考える必要があります。平成 25 年度に傍聴者用のガイドブックを作成し、平成 26 年度には傍聴席の椅子を交換するなど「座りやすい」環境づくりを行いました。

平成 27 年度に傍聴者用アンケート調査様式を作成、平成 28 年度には、個人

情報保護の観点から、傍聴人受付簿について、従前の一覧表記載方式から個票・投かん式へと変更を行いました。

更に平成 30 年度には、傍聴意欲の向上を議会活性化策の一つに掲げ、傍聴人受付簿の意義についてゼロベースで議論を重ねた結果、その必要性が認められないとして、傍聴手続きの廃止を含む傍聴条例の改正（平成 31 年 5 月施行）を行いました。

平成 30 年度の議会傍聴者数は 3 1 2 人で、直近 3 年間では最も少ない結果となりました。

傍聴者数

H27	429 人	本会議 197 人 委員会 218 人 全員協議会 14 人
H28	398 人	本会議 117 人 委員会 258 人 全員協議会 23 人
H29	333 人	本会議 114 人 委員会 201 人 全員協議会 18 人
H30	312 人	本会議 117 人 委員会 183 人 全員協議会 12 人
計	1,472 人	年平均 368 人
全道平均	年平均 48.6 人	
全国平均	年平均 82.3 人	

（９）全会議インターネット中継・録画配信と会議記録の公表

本会議に加え、平成 25 年 8 月 1 日からは全員協議会、常任委員会、議会運営委員会などの全会議をインターネット中継（録画配信）し、全ての会議記録を公表し、積極的な情報公開・共有に努め、平成 27 年度からは会議休憩中に町の風景写真と音楽を配信するように改善を加えました。

平成 30 年度のインターネット中継（録画配信）数は 11,848 件であり、昨年度に比べ増加しました。

インターネット中継アクセス件数

H27	15,983 件	(5 月 977/6 月 1,718/7 月 324/8 月 176/9 月 4,287/10 月 591/11 月 446/12 月 2,592/1 月 427/2 月 543/3 月 3,755/4 月 147)
H28	13,688 件	(5 月 121/6 月 1,338/7 月 261/8 月 487/9 月 903/10 月 3,016/11 月 902/12 月 2,368/1 月 259/2 月 617/3 月 3,180/4 月 236)
H29	9,305 件	(5 月 561/6 月 1,828/7 月 782/8 月 188/9 月 1,619/10 月 360/11 月 335/12 月 1,019/1 月 407/2 月 324/3 月 2,128/4 月 254)
H30	11,848 件	(5 月 448/6 月 1,403/7 月 924/8 月 527/9 月 3,097/10 月 629/11 月 408/12 月 1,343/1 月 300/2 月 523/3 月 2,246/4 月 0)
計	50,824 件	年平均 12,706 件

(10) 議会報告と町民との意見交換会（議会フォーラム）の開催

平成 21 年度に初めて「議会報告と町民との意見交換会」を開催し、初回は議員定数と報酬の改正時期であったことから、厳しい意見が寄せられました（1 会場・66 人参加）。

2 年目の平成 22 年度は、年間の議会活動について報告し、行政課題などの意見と要望は取りまとめて町側（執行機関）に伝え、町が実施する「そよ風トーク（町政懇談会）」の場で町執行機関に回答してもらうようにしました。（市街地 3 会場、農村地域 3 会場で開催・86 人参加）。

3 年目の平成 23 年度は、提案内容を議会の各所管委員会（総務・厚生・経済・議会運営委員会）に振り分け、議員間で協議し、内容に応じて町側に申し入れるなど対応するとともに、「議会報告と町民との意見交換会Ⅱ」を開催し調査内容を報告しました。（7 会場・233 人参加）。

4 年目の平成 24 年度は、江藤俊昭サポーターを招き、ミニ講演会も取り入れました。町民からの指摘もあり、町が開催する懇談会との差別化を迫られました。特に議会基本条例を制定する動きの中で、「議会からの政策サイクル」を確立していく必要性を議員が共有できました。この 4 年間を通して、「報告会・意見交換会」こそが、議会活性化のスタートとなるということを実感しました。また、一般質問と質疑にも意見交換会の内容をベースにするなど変化が見られるようにもなりました。（7 会場・146 人参加）。

5 年目となる平成 25 年度は 6 会場で、各委員会の活動中の内容・視察調査内容について報告し、意見交換会を展開しました。「議会からの政策形成サイクル」を念頭に各委員会から 5 つのテーマを報告し、意見交換し政策形成につなげました。（7 会場・225 人参加）。5 つのテーマには、「役場庁舎建設」・「コミュニティバスとデマンドバス」・「特定医療健診受診率」「防災公園建設」「議員定数・報酬等」を設定しました。さらに、平成 26 年 1 月 26 日には議会フォーラム（「議会報告と町民との意見交換会Ⅱ」）として開催しました。議会政策形成サイクルとの連動も図るため、江藤俊昭サポーターの基調講演と先進議会である福島県会津若松市議会議員及び長野県飯田市議会議員を招き、江崎満議会モニター、広瀬議長によるパネルディスカッションを行いました。団体との意見交換会（各委員会担当）も 5 団体（H24、8 団体）を対象に開催しました。

ある会場において、参加した町民から「仰々しく議員が意見交換会を設定するよりも、2～3 人の議員で町内会単位と気軽に懇談を行ってはどうか」との提案を受けたことから、議会運営委員会では、直ちに先進地である近隣の鹿追町議会の

「まちなか会議」を調査しました。

6年目の平成26年度は、参加町民からの小単位での開催を望む意見を受けて、11の単位老人クラブとの意見交換会に切り替えたことと議会フォーラムⅠ及びⅡの開催により、最多の383人の参加を得て、政策形成サイクルの導入に基づき、委員会活動の内容を報告し、意見と提案も受けました。さらに議会フォーラムⅠ及びⅡでは、「議会政策形成サイクルの導入」をテーマに神原勝氏（議会モニター）、江藤俊昭氏（議会モニター）、北川正恭氏（早稲田大学大学院教授）、横山すみ子氏（神奈川県葉山町議）の4人を講師に招き、基調講演を行いました。

7年目の平成27年度も11単位老人クラブとの意見交換会（参加人数283人、発言数103）を開催しました。さらに、所管委員会と各種団体との意見交換会は7回開催（総務経済常任委員会4回、厚生文教常任委員会3回、参加人数79人）し、議会フォーラム及び議会未来フォーラムを開催しました（参加人数158人）。議会フォーラムでは、2人の講師を招き基調講演を行い、ワールドカフェを取り入れ、人口減少問題の解決策を探りました。これらの具体策を議会活動につなげていくために、議会未来フォーラムを開催し、「食・経済・子ども」をテーマに講師を招へいし、基調講演を行いました。議会フォーラムに参加された町民等は計522人であり、発言数は116項目に及びました。

8年目の平成28年度は、議会活性化主要4事業の一つ「多様な世代の住民参加の促進」を背景に、6つの小中学校PTAと意見交換会（参加人数100人、発言数198



点）を開催しました。さらに、「若い世代の考えを政策・提言に反映させ」「まちづくりを考える機会」のきっかけづくりとするために、町内2高校の生徒と意見交換会（述べ4回、参加人数30人、発言数281点）を開催し、うち1回は意見交換会に先立ち、吹奏楽部生徒による「議場演奏会（初の試み）」を開催しました。人口減少社会においても『衰退しない地域』になるためには、こうした若い世代の考えをまちづくり反映することが重要であるとの観点から、議会未来フォーラムⅡ（参加人数81人）を開催し、キャリア教育の実践者を講師に、基調講演、パネルディスカッションを開催しました。

9年目の平成29年度は、「町民との意見交換会の深化と充実」を主要事業の一



つに掲げ、前年度から引き続き 6 つの小中学校 P T A と意見交換会（参加人数 99 人、発言数 181 点）を開催。町内 2 高校の生徒とは、議会だよりをテーマとして「課題解決型」の意見交換会（述べ 2 回、参加人数 39 人、発言数 63 点）を開催し、いただいた意見は、即、議会だよりの企

画・編集に反映させています。

10 年目の平成 30 年度は、引き続き 6 つの小中学校 P T A と意見交換会（参加人数 76 人、発言数 124 点）を開催。町内 2 高校のうち芽室高校とは、9 月の胆振東部地震に端を発した「全道ブラックアウト」の経験をもとに防災クロスロードゲームを行い、災害対応を「自分ごと」と考えて、参加者全員で意見や考えを交わし、共有を図りました。（参加人数 19 人、発言数 41 点）白樺学園高校とは、「包括連携協定」締結後、初の事業として「ごみ処理場をどこに建設するか？」をテーマとした 1 年生社会科（公民）の授業でのグループディスカッションを行い、全議員が各グループのアドバイザーとして参加。生徒の議論の深化に一役買いました。（参加人数 129 人、発言数 133 点）



また、地元・十勝で、学校という「垣根」を超えて、地域の課題解決に取り組む活動実践例からの学びを題材に、対話と共有を通じて、住民の「地元社会に対する当事者意識」をさらに大きく広く育むことを目的に、議会未来フォーラムⅣ（参加人数 66 人）を開催しました。フォーラム全体を一つの「対話の場」として、初めての試みとして進行のすべてをホスト役にお任せし、参加者全員によるグループディスカッションを行い、これまでの未来フォーラムに共通する「多様な世代が集い・対話し、まちづくりへ参加できる場づくり」の重要性を参加の皆さんと共有することができました。

議会報告と町民との意見交換会（議会フォーラム）は、議会側から地域課題の解決策を政策立案・提言する議会政策形成サイクルを構築するための重要な装置となっています。「報告・意見交換会」を議会活動の起点とし、住民との対話を通じて、住民の声を基に総合計画（実施計画・実行計画・個別計画など）をベースに各常任委員会で調査と研究を進め、「政策提言する議会」を目指す本町議会のかたちを形成しつつありますが、今後はいかに議論・対話から、「収穫」へとつなげていく実践の場として発展させていくのか、その仕組みづくりに向けた取組みが不可欠です。



議会報告と町民との意見交換会の参加人数

H27	13 会場	441 人	議会フォーラム（H28.1.16）、議会未来フォーラム(H28.3.19)
H28	11 会場	211 人	議会未来フォーラムⅡ(H29.3.4)
H29	10 会場	219 人	議会未来フォーラムⅢ(H30.2.10)
H30	11 会場	290 人	議会未来フォーラムⅣ(H31.2.2)
計	45 会場	1,161 人	

年	人数	市街地	農村地域
H21	66	・駅前プラザ「めむろーど」	
H22	86	・中央公民館・南地区コミュニティセンター・西地区コミュニティセンター	・祥栄ふれ愛館・坂の上地域福祉館 ・美生農業研修センター
H23	233	・駅前プラザ「めむろーど」 ・弥生福祉館・東めむろコミュニティセンター	・北伏古地域福祉館・西土狩地域福祉館・上美生農村環境改善センター
	146	・大和地域福祉館	・上伏古地域生活改善センター

H24		・南地区コミュニティセンター・保健福祉センター	・上芽室農業研修センター・平和地域福祉館
H25	225	・駅前プラザ(めむろーど)2回 ・南地区コミュニティセンター・西地区コミュニティセンター	・毛根地域福祉館・中伏古老人憩いの家・高岩福祉館
H26	383	・めむろ駅前プラザ「めむろーど」(議会フォーラムⅠ・Ⅱ)・中央第2クラブ(保健福祉センター)・睦親和会(西地区コミュニティセンター)・弥生寿老人クラブ(弥生福祉館)・みどり寿老人クラブ(緑町生活館)・南が丘クラブ(南地区コミュニティセンター)	・上芽室末広クラブ(上芽室農業研修センター)・坂の上老人クラブ(坂の上寿の家)・美生老人クラブ(美生農業研修センター)・中伏古老人クラブ(中伏古老人憩いの家)・栄長寿会(新嵐山荘)・上伏古老人クラブ(上伏古改善センター)
4年間計	987	通算 20 会場	通算 18 会場
H27	441	・中央公民館(議会フォーラムⅠ、未来フォーラム)・中央西長寿クラブ・中央第2クラブ・南が丘クラブ・睦親和会・中央公民館2	・西土狩友愛会・上美生老友クラブ・平和老人クラブ・美生老人クラブ・坂の上老人クラブ・中伏古老人クラブ・上伏古老人クラブ・
H28	211	・中央公民館(未来フォーラムⅡ) ・芽室小学校・上美生生活改善センター(上美生小学校・上美生中学校)・芽室中学校・芽室南小学校・芽室西中学校・芽室西小学校 ・芽室高等学校・白樺学園高等学校・本会議場	
H29	219	・めむろ駅前プラザ「めむろーど」(未来フォーラムⅢ) ・芽室小学校・上美生生活改善センター(上美生小学校・上美生中学校)・芽室中学校・芽室南小学校・芽室西中学校・芽室西小学校 ・芽室高等学校・白樺学園高等学校 ・モニター経験者	
H30	290	・中央公民館(未来フォーラムⅣ) ・芽室小学校・上美生小学校(上美生小・中学校)・芽室中学校・芽室南小学校・芽室西中学校・芽室西小学校 ・芽室高等学校・白樺学園高等学校	
4年間計	1,161	通算 45 会場	

団体との意見交換会の実績

H27	7 団体 79 人参加	・JA 青年部畜産部会・商工会役員・どんぐり会・たすけ愛めむろ・市街地町内会・社会福祉協議会役員・芽室消防団幹部
H28	3 団体 26 人参加	・教育委員会委員・商工会役員・農業委員会三役等
H29	8 団体 58 人参加	・市街地町内会連合会役員・社会福祉協議会役員・商工会青年部役員・新あらし山友の会・めむろ農家民泊研究会・MEMUROワインヴァレー研究会・芽室町農業委員会三役等・長芋生産組合役員等
H30	1 団体 16 人参加	・公立芽室病院をみんなで支える会
計	19 団体	



(1 1) 議会広報紙の通年発行

「住民と議会をつなげるツールは何か、どうすればよいか」を考えたときに、やはり一番の存在は広報広聴の充実といえます。議会開会の情報はもとより、閉会中の動きも町民に伝え、情報共有に努めることが重要となります。

一般的に町民から見て、本会議の開催日以外は議会活動がないと考える向きが多く、この誤解をどう払拭するかが大きな課題となっていたことから、平成 12 年 4 月から議会だより発行月以外（2・5・8・12 月）の 8 か月（1・3・4・6・7・9・10・11 月）にミニ情報紙「めむろ議会まめ通信」を発行しました。

「まめ通信」は、定例会以外の議会の動きや委員会活動などの情報についても即時に住民に届け、住民の意見・提案も広報誌に積極的に掲載することによって、議会と住民とのコミュニケーション媒体を担う存在となりました。名称の「まめ」は「まめに」「細やかに」「随時」という意味が込められました。平成 12 年の「まめ通信」の発行当初は、臨時会や視察調査などの結果や一般質問の通告内容を議会事務局職員がパソコンを駆使し、A4 版 2 ページに編集作業を行い、庁舎内で簡易印刷したものでしたが、町民からの評価は上々でした。このように「まめ通

信」は、議会の徹底した情報公開・共有を果たしながら、議会活動全体を引き上げるという本町議会の特徴的な取り組みとなりました。

平成 23 年 4 月の議員改選に伴い、新体制のもとで議会運営委員会および全員協議会において議会活性化策を協議した際、「議会広報の内容の強化」を取り上げ、平成 24 年 4 月号では、「まめ通信」のリニューアルに至りました。A4 版 4～8 頁に増加し、情報量と質を高めました。本会議の審議内容、各常任委員会の所管事務調査及び議会運営委員会の調査事項も掲載し、「様々な議会の動きをリアルタイムに情報共有すること」にこだわっています。



平成 25 年 4 月号から「議会だより」を通年発行（毎月発行）とし、同年 5 月号から表決一覧表を掲載するなど、ページ数を大幅に増加しました。平成 30 年度の配付数は 7,550 部（平成 31 年 4 月号）であり、配付率は 99%となっています。

議会の広報広聴のあるべき姿についても議会モニターと議会サポーターからアドバイスを受け、平成 28 年 6 月に北海道町村議会議長会主催の第 36 回北海道町村議会広報コンクール入選を果たしました。

次代を担う子どもたちをテーマとした写真を表紙構成し、特集に加え「一般質問のその後」「賛否一覧表」「議会が動く」などのコーナーを設け、「町民からのひとこと」「議会モニター意見」で顔写真も掲載し、町民参加型の議会広報を追求しています。

議会だよりの編集責任は、議会運営委員のなかで総務経済・厚生文教常任委員会正副委員長が 6 か月間ごとのローテーションをもって担っています。実際の原稿執筆、写真撮影、レイアウト、校正などの編集作業は全て事務局が担い、議会運営委員会で編集会議を担っています。

議会だよりは、通年議会制に合わせた月間紙として定着しています。

議会だより発行概要

発行日毎月	毎月 12 日発行	編集担当(6 か月)	総務経済・厚生文教
発行部数	7,600 部印刷	編集作業	議会事務局
発行責任	広瀬重雄議長	編集会議	毎月 2 回（議運）
編集責任	議会運営委員会	校正作業	約 4 回

議会だより発行ページ数の状況

H27	124 ページ	5月号 12P、6月号 12P、7月号 8P、8月号 16P、9月号 4P、10月号 12P、11月号 20P、12月号 4P、1月号 8P、2月号 12P、3月号 4P、4月号 12P
H28	116 ページ	5月号 12P、6月号 4P、7月号 8P、8月号 12P、9月号 8P、10月号 4P、11月号 12P、12月号 12P、1月号 8P、2月号 16P、3月号 4P、4月号 16P
H29	120 ページ	5月号 12P、6月号 4P、7月号 8P、8月号 16P、9月号 4P、10月号 12P、11月号 16P、12月号 4P、1月号 8P、2月号 12P、3月号 8P、4月号 16P
H30	140 ページ	5月号 14P、6月号 8P、7月号 8P、8月号 10P、9月号 6P、10月号 14P、11月号 16P、12月号 8P、1月号 12P、2月号 12P、3月号 8P、4月号 24P
計	500 ページ	年平均 125 ページ

(12) 議会ホットボイスと町民意見募集（パブリックコメント）

議会では、執行機関側と同様、町民意見をハガキで寄せていただくホットボイスに対応しています。本人の氏名記載があるものは回答文を郵送し、議会ホームページにも掲載しています。また、議会だよりも可能な限り掲載してきました。

議会基本条例（H25）及び議員報酬額・定数等の改正時（H26）には、原案を議会だよりに掲載し、町民の意見を募集（パブリックコメント）しました。平成26年度からは議会ホームページに「議会へのお問い合わせ」（Eメール）を開設しました。

平成27年度は、消防団条例（総務経済常任委員会提案）の原案、議会災害時対応基本計画（BCP）及び議会ICT推進基本計画の原案策定時にパブリックコメントを実施しました。

議会ホットボイス回答件数（議会への意見）

H27	6 件	・女性議員数について ・選挙後初の一般質問を聞いての感想について ・議員案内の公式行事出席について ・消防団条例について ・農村保育所について ・議会だよりへの議会モニターの声の掲載について
H28	17 件	・議会だよりへの議会モニターの声の掲載について ・議会の内容がつまらなさすぎる ・役場駐車場への議員の駐車について ・一般質問通告内容のチラシ折込が届いていません

		・芽室町の将来ビジョンを論議してください ・不適切会計 ・台風10号による被害に係る請願について（9件） ・芽室町林活議連活動状況について ・新聞の記事を読んで
H29	6件	・子どもの貧困対策について ・議員の質問回数等について ・情報漏えいについて ・住民監査請求に思う・・・どうした議会？ ・住民監査請求について ・議員の行動改善を
H30	0件	
計	29件	年平均 7.3 件

（13）議会 ICT の取り組み

議会は、議会広報誌の発行回数やデザインを充実するだけでは、時流に乗ったとはいえません。紙ベースの議会広報は単なる一手段であることを認識し、議会報告や町民及び団体との意見交換会、報道機関へのプレスリリースなど多くの広報広聴事業を充実しなければなりません。

アナログ的な広報広聴手法と、ホームページを中心とした ICT 化、CMS 化、また住民参加を強化する SNS 導入により、議会の動きをリアルタイムに伝える日常の広報広聴事業も必要になってきます。

このことから、ホームページのコンテンツを整理し、平成 26 年 3 月 31 日には議会ホームページをリニューアル、コンテンツのストック化を図り、タブレット・スマートフォン対応サイトも作成しました。併せてスマホ・タブレットへの対応も図りました。

H30 は 11,629 件の増加（H29 増加 12,732 件）となり、平成 31 年 4 月 30 日終了時の通算アクセス件数は 578,980 件となっています。併せて、平成 28 年から平成 30 年までの 3 か年で議会ホームページのアクセシビリティ向上対策を行いました。

また、SNS への対応として、平成 25 年 5 月 28 日にフェイスブックを開設し（平成 31 年 4 月 30 日現在、720 人登録、H30、31 人増）、続いて平成 26 年



7月13日議会公式ラインを開設（平成31年4月30日現在、429人登録、H30は46人増）、平成26年8月16日に議会公式ツイッターを開設（平成31年4月30日現在ツイート数429人、H30は123人増）しました。今後も町民の登録者を増加させるとともに、双方向性機能により提言・提案等を寄せていただくよう機能強化が求められます。

平成27年11月には議会ICT推進基本計画を策定し、平成28年度から北海道市町村議会では初となるタブレットの導入を決定。平成28年5月12日にタブレット端末機23台とクラウドシステムを導入し、すべての会議の議案等、資料の電子化とペーパーレス化を進め、会議・議員活動で活用を始めています。



議会 SNS 等の取り組み

年度	整備状況	整備年月日
H25	議会公式フェイスブック開設	H25.5.28
	議会公式ホームページリニューアル	H26.3.31
	議会公式スマホ・タブレットホームページ開設	H26.3.31
H26	議会公式ライン開設	H26.7.13
	議会公式ツイッター開設	H26.8.16
H27	議会メール開設	H27.5.9
H28	全議員 iCloud メールを所持（タブレット導入により）	H28.5.12

（14）議会研修計画策定・公開研修の開催

平成24年度から議員研修計画を策定し、平成27年度からは年400千円の議会費を予算計上し、4年間で計43回（議員会主催含む）の研修会を開催し、町民にも公開しました。全国的にも稀少な取り組みとして、第9回マニフェスト大賞最優秀成果賞（平成26年11月14日／マニフェスト大賞審査委員会）を受賞しました。

平成30年度は、計6回の研修会等を実施しました。

議会研修会開催状況

H27	13 回	(議会主催 12 回、議員会主催 0 回)
H28	13 回	(議会主催 8 回、議員会主催 0 回)
H29	11 回	(議会主催 5 回、議員会主催 4 回)
H30	6 回	(議会主催 4 回、議員会主催 0 回)
計	43 回	(議会主催 29 回、議員会主催 4 回)



平成 27 年度芽室町議会議員研修実績 (13 回)

	開催日・場所	内 容	講師等
1	7 月 7 日 札幌コンベンション センター	「地方議会を取り巻く最近の動向」 「これからの政局・政治動向」 (北海道町村議会議長会)	中央大学名誉 教授 今村都南雄氏 テレビ朝日コ メンテーター 川村晃司氏
2	7 月 8 日 北海道大学公共政策 大学院	「自治体病院の経営を考える」 「地方人口ビジョン及び地方版総合戦略 策定に向けて」	議会サポーター 石井吉春氏 (社)北海道総合 研究調査会切 通堅太郎氏
3	8 月 4 日 本会議場	「議会改革における ICT 導入の効果～事 例から見る自治体におけるペーパーレス 議会の有効性」	前逗子市議会 議員 君島雄一郎氏
4	9 月 29 日 庁舎第 1 委員会室	「全国に広がる地方議会改革－住民・行 政・議会、三者の関係から見えてくるもの」	議会サポーター 中尾 修氏
5	10 月 9 日 本会議場	「地方交付税のあらまし」	企画財政課職 員 2 人
6	10 月 23 日 士幌町	「近代の終わるころ～人口 100 億人の世 界」(十勝町村議会議長会)	地方独立行政 法人北海道立 総合研究機構 丹保憲仁氏
7	10 月 30 日 本会議場	「議会の ICT 化とデータに基づく政策思 考の深化」	議会サポーター 若生幸也氏
8	11 月 17 日 ふれあい交流館	「総合計画の今日的な意義と課題」	議会サポーター 神原 勝氏
9	1 月 16 日 中央公民館	2016 議会フォーラム 「富山県氷見市のまちづくり」 「対話で始まる地方創生」	福井県氷見市 長 本川祐治 郎氏／青森中 央学院大学准 教授佐藤淳氏
10	1 月 22 日 庁舎第 1 委員会室	厚生文教常任委員会主催 「公共施設マネジメント」「病院経営」	議会サポーター 石井吉春氏
11	1 月 29 日	「二元代表制に惹かれて」	三重県地方自

	本会議場		治研究センター上席研究員 高沖秀宣氏
12	2月23日 本会議場	「政策資源の活用（一般質問・意見交換会）」	龍谷大准教授 土山希美枝氏
13	3月19日 中央公民館	議会発未来フォーラム 「地方創生」「食・経済・子ども」の未来を考える	(株)ノースプロダクション 代表取締役 近江正隆氏

平成 28 年度芽室町議会議員研修実績（13 回）

	開催日・場所	内 容	講師等
1	3月12日 第一委員会室	タブレット端末機導入時研修	東京 IP 君島雄一郎氏
2	5月23日 中央公民館講堂	芽室町・北大公共政策大学院包括連携協定 締結記念講演「少子高齢化時代の地域経営」	議会サポーター 一石井吉春氏
3	7月5日 札幌コンベンションセンター	北海道町村議会議員研修会 「ひとを動かし、まちを動かす」 「日本の行方～政局・政治展望」	高野誠鮮氏（立 正大学客員教授） 長谷川幸洋氏 （東京新聞・中日新 聞論説副主幹）
4	7月6日 北海道大学公共政策 大学院	北大学公共政策大学院連携研修 「北海道の交通問題を考える」	議会サポーター 一石井吉春氏
6	8月22日 本会議場	「会議でタブレットを使いこなす」	東京 IP 君島雄一郎氏
7	8月25日 議長研修会 新得町	十勝町村議会議長研修会	十勝町村議会 議長会
8	10月31日 幕別町百年記念ホール	十勝町村議会議員研修会「産官学連携によるモノづくり、ヒトづくり、コトづくり」	長澤秀行氏（と から財団理事長）
9	11月21日 中央公民館講堂	「町民のための一般質問をめざす－政策議会の議員力」	議会サポーター 土山希美枝氏
10	11月22日 第一委員会室	「一般質問 集中ゼミ」	議会サポーター 土山希美枝氏
11	1月11日 第一委員会室	「議員力を高める～討議力、ファシリテーション力の向上に向けて」	岡山洋一氏 （株アムリプラザ）

12	3月4日 中央公民館講堂	議会未来フォーラムⅡ 「地域が『学びの場』となるために」	浦崎太郎氏 (岐阜県立可児高校教諭)
13	4月24日 第一委員会室	「監査委員制度の概要と出納検査について」	西尾一則氏(議員選出監査委員)

平成 29 年度芽室町議会議員研修実績 (11 回)

	開催日・場所	内 容	講師等
1	7月4日 札幌コンベンションセンター	「トランプ政権と日本経済―地域経済への影響は?」 「日本経済の昨日・今日・明日」	金子 勝氏(慶應義塾大学経済学部教授) 島田敏男氏(日本放送協会解説副委員長)
2	7月21日(金) 第1委員会室	「HUG 避難所運営ゲーム」	佐藤春雄氏(芽室町総務課地域安全係)
3	8月9日(水) 第1委員会室	「議論を集約するための討議力」	岡山洋一氏(株アムリプラザ)
4	8月21日(月) 町内上美生	(うみとやまのふれあい交流事業) 「平成28年台風10号等による被害状況と現状」	梶澤幸治議員(現地説明)
5	8月28日(月) 本会議場	「議会基本条例の運用・住民参加を考える」	中尾 修氏(議会サポーター)
6	10月5日(木) ふれあい交流館大ホール	「総合計画と地方創生」	山崎幹根氏(議会サポーター・北大大学院)
7	10月22日(日) 中央公民館講堂	「政策形成サイクルは次のステージへ」	江藤俊昭氏(議会サポーター・ (山梨学院大学教授)
8	11月7日 更別村	「士幌高校生の思いが重なり町の未来を紡いでいく」	士幌高校教諭・生徒
9	12月26日(火) めむろ一ど	「今後の公共調達のあり方」	高野伸栄氏(北海道大学公共政策大学院院長)
10	2月10日 めむろ一ど	議会未来フォーラムⅢ 「若者」と紡ぐ「まちづくり」	原田謙介氏 (NPO 法人「Youth Create」代表理事)
11	3月29日	「スキルアップ！」	佐藤 淳 氏(青

	第2委員会室	議員間討議!!	森中央学院大学 経営法学部 准 教授)
--	--------	---------	---------------------------

平成 30 年度芽室町議会議員研修実績（6 回）

	開催日・場所	内 容	講師等
1	7 月 3 日(火) 札幌コンベンションセン ター	北海道町村議会議員研修会 「明治維新から 150 年、現在そし て未来を考える」 「現代日本政治と政局のゆくえ」	加来耕三氏（歴史家・ 作家） 岩井奉信氏（日本大学 法学部）
2	7 月 4 日(水) 北海道大学公共政策 大学院	北大公共政策大学院連携研修 「地方自治法改正による自治体の 内部強化」	荒川 溪 氏 （北海道大学公共政 策大学院 准教授）
3	11 月 6 日(火) 芽室町(中央公民館大 ホール)	十勝町村議会議員研修会 「今後の行財政運営の課題」	羽田 翔 氏 （北海道総合政策部市町 村課長）
4	11 月 14 日(金) 第一委員会室	「スキルアップ！議員間討議」 ～対話力の向上を考える～	佐藤 淳 氏 （青森中央学院大学 経営法学部 准教授）
5	11 月 17 日(土) 中央公民館 講堂	「これからの議会・議員に期待す るもの」	中村 健 氏 （早稲田大学マニフ ェスト研究所事務局 長）
6	2 月 2 日(土) 中央公民館 講堂	議会発！未来フォーラムⅣ 「多様な想いをまちづくりに」	牧原ゆりえ氏(社)法人 サステイナビリティ・ダイアログ 代表理事) 山本愛優美氏 (Thinkyo-Hokkaido 共同代表)

（15）文書質問制度の実績

通年議会導入の目的に沿って、定例会議が開催されない期間に政策的・大綱的な内容について町長に対し、質問ができるよう平成 25 年 4 月から文書質問制度を導入しました。文書質問制度は、文書質問を通して、一般質問または所管委員会の事務調査につながるケースもあり、活発な政策論議へ展開を想定したものです。文書質問の通告文及び回答文は、議会広報及びホームページ上でも公表しています。平成 30 年度の実績はありませんでした。

文書質問実施状況

2 件	平成 26 年 7 月 13 日 通告	「ふるさと納税の納税者に特産物を贈呈しては」	平成 26 年 7 月 28 日 回答
	平成 28 年 7 月 13 日 通告	「身体障害者用自動車改造費助成制度の基準緩和について」	平成 28 年 7 月 28 日 回答

(16) 反問権と反論権の行使・再議請求

議会基本条例では、反問権と反論権の行使を認めています。本来、反問権は政策論議のためのものですが、質問や質疑に対して確認のための「問い返し」にとどまっています。反論権については、議員及び委員会による条例案の提案説明後及び議案の修正案の説明後、意見書案の説明後に議員が行う討論の前に、町長等が議長及び委員長の許可を得て行使するものです。平成 29 年度の実績は 1 件でした。

平成 27 年 9 月定例会議において、町から「消防団設置条例案」が提案されましたが、消防団と町の話し合いが行われていないことなどを理由に、団員の報酬額や費用弁償等について削除した内容で議員提案（修正案）が提出され、定例会最終日に賛成多数で採択されました。この結果に対して、町長から再議請求があり 10 月 21 日の臨時議会では 9 月定例会議の議決のとおり可決した（賛成 12、反対 4）。さらに、2 月 15 日の臨時会議で総務経済常任委員会提出の全文改正案を全会一致で可決しました。

反問権と反論権の行使

1	平成 25 年 9 月 18 日	一般質問	町長行使(反問権行使)
2	平成 26 年 3 月 26 日	補正予算審議（修正案）	町長行使(反論権行使)
3	平成 26 年 12 月 17 日	一般質問	町長行使(反問権行使)
4	平成 27 年 9 月 16 日	一般質問	町長行使(反問権行使)
5	平成 29 年 3 月 29 日	厚生文教常任委員会調査	病院事務長(反問権行使)
6	平成 29 年 12 月 12 日	一般質問	町長行使(反問権行使)

再議請求状況

1 件	平成 26 年 10 月 6 日 請求受理	芽室消防団条例の修正議決に 対する再議	平成 27 年 10 月 21 日開 会の臨時会議で 9 月 24 日開会の定例会議での議 決のとおり決定
-----	--------------------------	------------------------	--

(17) 議会政策形成サイクル導入と政策討論会の実施

議会基本条例制定をもとに、議会政策サイクルと議会 ICT、議会報告と町民との意見交換会の見直しが命題になりました。「議会報告と町民との意見交換会」は、町民からの意見や提案を、町の総合計画（実行計画）と照らし合わせ、行政評価や決算審査、そして次年度以降の実行計画に反映し、予算化への流れを構築するもので、「議会からの政策サイクル」を確立することです。

議会改革・活性化の目的ともいえる議会からの政策提案の方法等について、議会運営委員会で先進地視察（会津若松市議会・飯田市議会／H25）し、議会フォーラム及び議員研修会等を通じ進めてきました。

議会政策形成サイクルは、町（執行機関）が進める構想、計画、政策、施策、事務事業（以下「政策等」という。）に対し、町民との意見交換会を通じ、所管事務調査及び議員間討議を踏まえ、議会として町に政策提言するとともにこれを反映させることを目的とします。

しかしながら、各常任委員会単位では所管課に対して提言を行った実績はありましたが、議会全体での「政策討論会」開催は数えるほどであり、今後課題を残す形となりました。

平成 27 年度は、総務経済常任委員会で 4 項目（①自然エネルギー活用のまちづくり、②防災計画、③家畜ふん尿対策、④コミュニティバスの運行）、厚生文教常任委員会で 4 項目（①農村地域保育所の今後のあり方、②地域包括ケアシステム構築、③公立芽室病院の経営安定化、④地域特性を生かした食育事業の推進）に取り組みましたが、本会議への決議提案までには至らず、厚生文教常任委員会が 2 度にわたり子育て支援課長に提言書を手交したほか各委員会で所管事務調査を通じて、執行機関側に推進等を働きかけました。

芽室町農村地域保育所再整備計画（案）に対する提言書

芽室町の農村地域保育所は、昭和 42 年に各地域福祉館や生活館などを利用して、本町の基幹産業である農業に従事する農業者の利便性を図るために各地域に配置され、主に畑作農家の生活形態に合わせた農繁期の季節保育所に始まり、様々な経過を辿りながら、現在の通年保育に至っている。

しかし、昨今の少子化は農村地域にも及び、各地域で休所せざるを得ない実態に至り、町はその対策として、芽室町農村地域保育所再整備計画（案）（以下「計画案」という）を策定し、平成 30 年度から市街地と格差ない新たな保育の実現を目指している。芽室町議会厚生文教常任委員会として、5 回に及ぶ調査の結果、次のとおり提言する。

記

- 1 町が計画する目的および計画案に特段の異論はないものの、将来の財政負担軽減策について早急に検討すること。
- 2 計画案の「はじめに」の文中、「中期的視点（20 年後）」とあるが、将来的な農村地域の児童数の推移を考慮したものとはいえず、中期的視点の期間を 10 年とすべきである。
- 3 計画案の「基本概念」の文中、(3) においては「個に応じた保育の充実を推進する」に改めるべきである。
- 4 老朽化が進んでいる上美生保育所の再整備を早急に検討すること。
- 5 町民から「計画案の説明が不足している」との声が挙がっていることから、説明会等を開催し、理解を得ること。
- 6 委員会では論点化できなかったものの、次の意見があったものである。
 - (1) 開設時から民設民営化で進めるべきとの意見
 - (2) 開設時から公設民営化（指定管理者制度等）で進めるべきとの意見
 - (3) 開設時は公設公営であっても、早期の民営化を検討すべきとの意見

芽室町農村地域保育所再整備計画（案）に対する提言書

芽室町議会は、第 19 回厚生文教常任委員会（平成 28 年 2 月 4 日開催）において、「そよ風トークの内容」を調査したところ、各地域及び保護者から同計画案に対し、多くの意見があったことを確認した。

昨年 12 月 24 日の委員会提言書には、『5 計画案の説明が不足している』との声が挙がっていることから、説明会等を開催し、理解を得ること。」と盛り込んだところであるが、現時点では計画成案に向けて、当委員会としては容認できないものであり、次のとおり改めて提言する。

記

- 1 芽室町農村地域保育所再整備計画の成案化については、課題解決に向け、各地域及び

関係する保護者との合意を大前提とすること。

2 上記1の解決に向け、早急に保護者全体の会議を開催すること。

平成28年度は、総務経済常任委員会で3項目（①地域公共交通確保対策事業（コミバスの運行）、②新嵐山スカイパーク運営支援事業、③行革推進事業）、厚生文教常任委員会で5項目（①町民プール維持管理事業（温水プール維持管理）、②地域生活支援事業、③地域包括ケアシステム構築、④公立芽室病院の経営安定化、⑤地域特性を生かした食育事業の推進）に取り組みましたが、本会議への決議提案までには至らず、厚生文教常任委員会が2件について、保健福祉課長、社会教育課長に提言書を手交したほか、各委員会で所管事務調査を通じて、執行機関側に推進等を働きかけました。

地域生活支援事業に対する提言書

芽室町議会厚生文教常任委員会として、所管事務調査の結果、次のとおり提言する。

・地域生活支援事業

芽室町では障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受けられるよう保健・医療・福祉・子育て・教育・就労に関する施策を推進している。

また、障がいの早期発見、療育、就労まで一貫性と継続性ある「芽室町発達支援システム」の構築に取り組んでいる。

しかし、そうした施策を推進するためには地域生活支援事業のさらなる充実が欠かせず、当厚生文教常任委員会として、所管事務事業調査及び先進地事務調査、町民との意見交換会等を踏まえて、次の点を課題と考え提言する。

記

- 1 障がい及び障がい者に対する地域住民の理解を促進する取り組みや啓発を継続して行うこと。
- 2 親亡き後の終の棲家として、障がいがあっても生涯一人のひととして尊厳を持って自立して暮らしていける住まいの確保を検討すること。
- 3 障がい者の一般就労後の住まいの確保を検討すること。
- 4 グループホーム等、住まいの確保と整備のための人材育成・確保を検討すること。
- 5 障がいのある方が災害時に安心して避難できる体制の確保と福祉避難所の確保を検討すること。

町民プール維持管理事業に対する提言書

芽室町議会厚生文教常任委員会として、所管事務調査の結果、次のとおり提言する。

・町民プール維持管理事業

芽室町温水プールは、平成２年に開設以来２７年を経過し、経年劣化などにより施設設備の老朽化も著しく、大規模外壁改修工事・ボイラー熱交換器改修工事・天井張替え工事はもとより、日々の小破修繕が欠かせない状況にある。

また、温水プールは、開設当初は夏季期間をプールとして、冬季期間をゲートボール場として利用したが、通年利用となつてからは天井が高いことから冬期間の熱効率も悪く、施設維持管理に大きな経費を費やす状況下にある。

このため、教育委員会では温水プール改修計画を策定し、多くの検討会議を開催して利用者から好感を得られる施設整備を目指している。

当厚生文教常任委員会として、所管事務事業調査及び先進地事務調査、町民との意見交換会等を踏まえて、次のとおり提言する。

記

- １ 新たな施設整備にあたっては、施設改修では今後も修繕経費が発生するとともに、維持管理コストも現在より大きく軽減されないことも予想される。
また、現在地での建替えとなると１年近い期間が必要とされ、学校授業や施設利用者等への影響を最小限にすることを考慮し、新たな場所に新設することが望ましい。
施設規模については、利用目的と機能に合わせてコンパクト化し、維持管理コスト等についても十分検討すること。
- ２ 学校教育活動、町民の健康維持・増進を図るため、通年利用可能な施設とすること。
- ３ 多様な立場の町民の意見を反映し、ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。
- ４ より質の高いサービスの提供、事業コスト削減を目指し、建設・運営については民間の活用など多様な手法を検討すること。
- ５ 多様な町民が集える場として、施設の複合化について検討すること。

（１８）第５期芽室町総合計画策定に向けた評価と提言

総合計画は、地方自治法において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていましたが、国の地域主権改革の下、平成２３年５月２日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想や基本計画をどのような位置づけのものとするかも、改めて各市区町村が自ら定義することが必要になりました。

これらは、地方分権の一環として市区町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から措置されたものであり、芽室町においては、平成27年に「芽室町総合計画の策定と運用に関する条例」を制定し、総合計画を「基本構想、実施計画及び実行計画で構成し、基本構想及び実施計画については議会の議決対象とする」ことを規定しました。

一方、議会においては議決責任を果たす観点から、議会基本条例第14条において議決事項の拡大を行い、総合計画に係る基本構想及び実施計画について、議決事項と規定しているところです。

芽室町では、第4期総合計画の終期である平成30年度を前にして、平成29年度から次期総合計画の策定作業に着手しましたが、議会として、単に町から計画案を提案されるのを待つのではなく、基本構想・実施計画に町民の意思を反映すべく、町の計画案策定に先んじて、現行総合計画の施策評価から課題点を抽出する検証作業に着手。平成30年2月には町長に対して、総務経済・厚生文教の両常任委員長名で「検証結果報告」を手交しました。

議会からの検証報告を受ける形で、町は実施計画の策定作業に入り、同年9月定例会議最終日に、総合計画原案を議会提案。直ちに議会は「第5期芽室町総合計画審査特別委員会」を設置し、12月定例会議において、全会一致で新たな総合計画を議決しました。

平成29年5月に、町から総合計画策定に関するスケジュールの提案を受けて以来、1年半余りの間、議員個々の評価を皮切りに、両常任委員会・ミーティングを十数回、合同委員会を10回開催し、特別委員会の審査に結びました。

5期目を迎える総合計画策定の経過の中で、こうした長期間にわたる議会の調査・審査は初の経験であり、それまでの住民参加、議員間討議の集大成とも呼べる議論の積み重ねが形になったものと言えます。

■総合計画議決までの経過概要

○5/23：議運

- ・総合計画策定に係る議会としての議論体制について議論
 - 町の総計の策定作業スケジュール案の公開を受けて議会側の議論の体制
 - 合同委員会で一括して説明を受ける形が好ましい。
 - その後は特別委員会ではなく、各委員会で検討する方が議論が深まる

○6/1：第1回合同委員会

- ・第5期芽室町総合計画策定スケジュールの説明
 - (両常任委員会：ミーティングで第4期総計の施策評価を実施)

○6/5：議運

- ・総合計画策定に係る議会としての議論体制について議論
→全体的なものは合同委員会で調査。その上で各常任委員会で各論を協議。

(厚生文教)

○9/26 MT (スケジュール協議)

・9/27

・各自評価

→正副で内容整理

・MT (10/24、11/9、11/21、11/24)

～11/24

11/24：委員会評価まとめ

(総務経済)

○10/5 MT (スケジュール協議)

○10/5

・各自評価

→正副で内容整理

・MT (10/17、10/31、・・・)

～11/17

12/15：委員会一評価まとめ

○12/19：第3回合同委員会

・両委員会の「評価」の説明、質疑

☞1 施策ごとに進める。(各委員会の検討資料を参考資料にする。)

☞「意見」の取り扱いは、意見として受け止め、次回議論の中で整理する。

○1/16：第4回合同委員会

・両委員会の「評価」の議論 → 議会としての「評価」に調製

○1/30：第5回合同委員会

・「(仮)第4期芽室町総合計画の検証結果報告」案の協議

○2/7：町(町長)に対して、議会(両委員会委員長名の併記)から

「第4期芽室町総合計画の検証結果報告」を提出

○6/7：第1回合同委員会

・町から総合計画策定経過、概要説明・質疑

○6/20・21：第2回・第3回合同委員会

・施策(実施計画)ごとに質疑

○7/23：第4回合同委員会

・目標人口、土地利用基本構想、将来の都市像について説明・質疑

○8/20：第5回合同委員会

- ・新町長のマニフェストを織り込んだ町の基本構想の原案（町民意見募集中）について説明・質疑

●10/1：第1回第5期芽室町総合計画審査特別委員会

- ・委員会設置及び審査要領の決定

●10/19：第2回第5期芽室町総合計画審査特別委員会

- ・基本構想の説明・質疑
- ・実施計画の説明・質疑。

●10/25：第3回第5期芽室町総合計画審査特別委員会

- ・実施計画の説明・質疑。

●11/6：第4回第5期芽室町総合計画審査特別委員会

- ・討論（4人の委員が賛成討論）・採決→全会一致で可決すべきものと決定。

★12/3：平成30年度定例会12月定例会議

- ・討論（2人の委員が賛成討論）・採決→全会一致で可決。

第4期芽室町総合計画の検証結果報告

1. 第4期芽室町総合計画の検証について

総合計画は、これまで地方自治法第2条第4項において、市町村に対し「基本構想」について議会の議決を経て定めることとされていました。

その後、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号。平成23年8月1日施行）」が公布され、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るか否かは市町村の判断に委ねられることとなりました。

芽室町議会では、まちづくりの基本的計画に対する議決責任を果たす観点から、議会基本条例第14条において、「総合計画に係る基本構想及び実施計画」を議決事件として定めています。

今般、議会として、責任ある第5期総合計画の議決に向け、現在進行している第4期総合計画について、常任委員会ごとに検証を行いました。今後の第5期総合計画策定の参考とされますよう、検証結果について報告します。

2. 検証の視点

総合計画の検証は、次の3つの視点から行いました。

①施策の成果指標

総合計画の施策ごとに設定している成果指標、数値目標について、達成度を検証しました。

②町民の視点

議会は、町民との意見交換会や団体との意見交換会、議会モニター会議等の機会を通じて得られた町民の意向を参考としています。

③議員の視点

これまでの一般質問、質疑等を踏まえ検証しました。

3. 検証の方法

総合計画の検証は、次の4つの段階を経て作業を行いました。

①議員個々での検証

総合計画の各施策について、町が行った評価を参考として、議員各自が振り返りを行いました。

②各常任委員会での検証

議員各自が検証した施策の評価をまとめ、各委員会で自由討議を行い、論点整理を行いました。

③各常任委員会としての総括

委員会内における自由討議を行った後、「目標の達成度」および「委員会としての見解」を総括しました。

④議会全体としての総括

各常任委員会の総括意見について、総務経済・厚生文教常任委員会合同委員会において議論を行い、議会全体の総意である「検証結果報告」としてまとめています。

4. 検証期間

平成29年9月～平成30年1月

5. 全36施策の検証結果について

総合計画の36施策について、次のとおり評価事項を整理しています。

【1-1-1 生涯を通じた健康づくり】

町の課題認識は概ね正しい。

健康づくりは、町民自らが自分の健康へ関心と責任を持ち、具体的に行動することである。

健診・保健指導と併せて、町民の意識改革、行動変容につながる啓発活動を引き続き行なう必要がある。

また小中学生の健康教育は学校教育との共通認識が課題である。

【1-1-2 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展】

町の課題認識は概ね正しい。

医師確保対策、町民の利便性の向上、費用の効率化などの経営努力は評価する。しかし、患者数の減少、病床利用率の低迷、運転資金の不足など経営状況は悪化している。地域医療拠点としての役割を果たしつつ、赤字解消にむけた効果的効率的な病院運営の変革が今後の課題である。

【1-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援】

町の課題認識は概ね正しい。

「発達支援システム」の定着と子ども・子育て新支援制度の取り組みが、効果的に推進されている。妊娠期から出産、育児まで途切れることがない支援体制を継続する。

配偶者や職場、社会への意識啓発は今後も継続し、女性一人に家事育児負担がかかる「ワンオペ育児」とならないような支援が必要である。

【1-2-2 児童福祉の充実】

町の課題認識は概ね正しい。

「農村保育所再整備計画」にもとづき、保育サービスの格差是正がされた。

放課後の子どもの居場所づくりについては、子どもセンターが開設され、一定の環境が整ったと評価する。

保育士の待遇改善、中高生の放課後の居場所づくりに向けた検討、研究が課題である。

【1-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現】

町の課題認識は概ね正しい。

民生児童委員の担い手不足、住民同士が支え合う共助の意識醸成並びに体制づくりが課題である。

【1-3-2 高齢者福祉の充実】

町の課題認識は概ね正しい。

やりがいのある活動に取り組む高齢者の割合が指標に達していない。

高齢者が地域で安心して生活できる体制を整備するとともに、生活支援体制整備を進める。

『介護認定率』を成果指標の一つとすることは本人からの申請を抑制することにもなりかねず、指標設定の見直しが課題である。

【1-3-3 障がい者の自立支援と社会参加の促進】

町の課題認識は概ね正しい。

障害者就労支援の継続、グループホーム建設計画など着実に環境整備が進んでいる。

就労支援と同時に、重度・中度の障がい者に対しても住まいの確保、相談支援体制の確立、生活支援の充実が課題である。

【1-4-1 互いに認め合う地域社会の形成】

町の課題認識は概ね正しい。

「女性登用率」という成果指標の設定自体が課題である。

今後はLGBT支援について幼少期からの環境づくりが課題である。

【2-1-1 担い手育成と農業支援】

町の課題認識は概ね正しい。

法人経営体や新規就農者等の支援、育成、国内外の経済政策等への対応など、芽室町農業再生協議会の機能強化が課題である。

【2-1-2 農業生産性の向上と農業の応援団づくり】

町の課題認識は概ね正しい。

有害鳥獣対策はさらに有効な手法の検討が課題である。

農業に従事する労働力不足解消への取り組みは喫緊の課題である。

【2-1-3 農地・土地改良施設等の整備・充実】

町の課題認識は概ね正しい。

土地改良事業および無水源対策は、今後も継続して計画的な事業実施をする。

災害時の営農用水のバックアップ体制が整備されていないことが課題である。

【2-1-4 地域林業の推進】

町の課題認識は概ね正しい。

国有林、民有林ともに計画的な整備を継続する。

【2-2-1 地域内循環の推進と商工業の振興】

町の課題認識は概ね正しい。

これまでの工業団地造成、企業誘致活動は十分な成果が見られた。

イベント開催を中心とした中心市街地活性化の取り組みについては、課題がある。

【2-2-2 地域資源を活用した観光の振興】

町の課題認識は概ね正しい。

「食・農業・景観」と観光振興を連携させた取り組みを今後も継続する。

本町の観光政策のビジョンが存在せず町としての方向性が見えないことが課題である。

【3-1-1 災害に強いまちづくりの推進】

町の課題認識は概ね正しい。

「地域防災計画」の見直しと日頃から町民の防災意識を高める取り組みを継続する。

【3-1-2 消防・救急の充実】

町の課題認識は概ね正しい。

消防署員の適正な配置数の確保や団員の確保が今後の課題である。

【3-1-3 防犯対策と交通安全の推進】

町の課題認識は概ね正しい。

交通安全や防犯対策を目的とした団体や警察等の関係機関、町内会などと連携を取り、安心して暮らせる環境づくりを推進する。

【3-1-4 消費者の安全安心の確保】

町の課題認識は概ね正しい。

茅室消費者協会の支援を継続し、安心安全に暮らせる生活環境の取り組みを継続する。

【3-2-1 有効な土地利用の推進】

町の課題認識は概ね正しい。

空き家、空き地の増加、高齢化の進行など状況に応じた取り組みが課題である。

【3-2-2 快適な住環境の整備】

町の課題認識は概ね正しい。

「茅室町公営住宅長寿命化計画」「茅室町公営住宅等ストック総合活用計画」にもとづいて事業実施に取り組んでおり、今後も計画的に事業を推進する。

【3-2-3 道路交通環境の整備】

町の課題認識は概ね正しい。

道路交通環境の整備は、計画的に推進する。

農村部の移動手段の整備・検討が課題である。

【3-3-1 景観の保全とクリーンエネルギーの推進】

町の課題認識は概ね正しい。

農業廃棄物を活用した新エネルギーの導入については着実に研究が進んだ。

「茅室町公共サイン整備構想」に基づいて公共サインの整備が進んでいる。

【3-3-2 廃棄物の抑制と適切な処理】

町の課題認識は概ね正しい。

ゴミの減量化、資源化など資源循環型社会の実現に向けての取組みは評価できる。

【3-3-3 上下水道の整備】

町の課題認識は概ね正しい。

「芽室町下水道中期ビジョン」および「上水道事業施設整備基本計画」の策定により、上下水道の計画的な整備がされている。

また農村地区の集落排水、合併浄化槽の整備も計画的に進んでいる。

【4-1-1 学校教育の充実】

町の課題認識は概ね正しい。

子どもたちがいきいきと学び、人との関わりを大切にした学校教育の充実を今後も継続する。特別なニーズに対応した教育の一層の推進が課題である。

【4-1-2 生涯学習の推進】

町の課題認識は概ね正しい。

全ての世代が心豊かに暮らせるための、多様な生涯学習のあり方の検討が課題である。

図書館機能の充実など多様な学びの場の提供をさらに推進する。

【4-1-3 青少年の健全育成】

町の課題認識は概ね正しい。

自ら判断する力や責任感を身に着け、社会性豊かな青少年の育成が課題である。

【4-2-1 地域文化の振興】

町の課題認識は概ね正しい。

個々の「文化活動」に対するニーズの多様化への対応が課題である。

【4-2-2 スポーツしやすい環境づくり】

町の課題認識は概ね正しい。

社会体育施設の総合的な整備計画策定については方向が示されている。

スポーツ活動の指導者は、高齢化やなり手不足、多様なニーズへの対応が課題である。

【4-2-3 国際・地域間交流の推進】

町の課題認識どおり。

【5-1-1 徹底した情報公開と説明】

町の課題認識は概ね正しい。

情報ツールの拡大は評価できるが、見易さ、検索性など改善の継続が課題である。

農村地区のブロードバンドは、目的の確認、今後のあり方について検討が課題である。

【5-1-2 町民参加の促進】

町の課題認識は概ね正しい。

多くの町民が自治やまちづくりに関心を持ち「参加」できる取組みの拡大が課題である。

【5-1-3 地域活動の推進】

町の課題認識は概ね正しい。

地域コミュニティ＝居住地域のコミュニティではなくなっている現状もふまえた町民の地域活動を支援する方法の検討が課題である。

【5-2-1 効果的・効率的な行政運営】

町の課題認識は概ね正しい。

総合計画に基づいた行政運営は定着している。今後も町民の立場に立った計画づくりや事業実施が求められる。

【5-2-2 健全な財政運営】

町の課題認識で良い。

自治体の役割として住民福祉の向上の精神は堅持し、引き続き事業を精査し取り組む。

【5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進】

町の課題認識は概ね正しい。

町民にとって親切便利な窓口対応の改善は課題。

電子申請メニュー拡大など町民の利便性を図ること、住民ニーズに応えるための検討・研究が課題である。

(1 9) 視察対応

議会改革・活性化の取り組みにより、他市町村議会の視察が増えています。議

会改革・活性化の視察対応は、正副議長及び議運委員、事務局で対応しました。

平成 30 年度は、19 市町村議会など 189 人が視察に訪れ、議会改革・活性化などの対応をしました。

視察受入対応

月日		受入議会等	内 容	受入人員
H27				
1	5/14	兵庫県丹波市議会	議会改革	7
2	7/2	京都府亀岡市議会	議会改革	11
3	7/6	千葉県袖ヶ浦市議会	議会改革	14
4	7/14	新十津川町議	議会改革	13
5	7/14	北広島市議会	議会改革	2
6	7/22	兵庫県新温泉町議会	議会改革	18
7	7/23	大分県大分市議会	議会改革	1
8	7/29	滋賀県市議会議長会	議会改革	28
9	8/24	山口県山陽小野田市議会	議会改革	5
10	8/28	当別町議会	議会改革	11
11	10/6	群馬県那須塩原市議会	議会改革	11
12	10/13	熊本県菊陽町議会行政視察	議会改革	4
13	11/6	静岡県東伊豆町議会	議会改革と人口増加策	5
14	10/22	徳島県小松島市議会	議会改革	5
15	10/28	今金町議会	議会改革	9
16	10/30	徳島県勝浦町議会	議会改革	11
17	11/4	登別市議会	議会改革	7
18	11/16	佐呂間町議会	議会改革・町民活動	11
19	11/18	軽井沢町議会	議会改革	11
20	12/17	東京都目黒区議会	議会改革	12
21	1/19	京都府久御山町議会	議会改革	12
22	3/28	千葉県袖ヶ浦市議会	議会改革	8
23	3/29	埼玉県戸田市議会	議会改革	5
24	3/29	東川町議会	議会改革	14
25	4/12	ローカルマニフェスト推進地方議員連盟	議会改革	10
26	4/20	洞爺湖町議会	議会改革	10
27	4/22	山口県光市議会	議会改革	10
小計		27 市町村議会等		264
H28				
1	5/11	千葉県共産党議員団	議会改革	4
2	5/17	長野県飯山市議会	子育て支援・農福連携	7
3	5/30	鹿児島県奄美市議会	議会改革	9
4	5/31	石川県珠洲市議会	議会改革	6
5	6/24	幕別町議会運営委員会	議会改革・報酬定数	13

6	6/30	士幌町議会	議会改革	7
7	7/1	埼玉県三芳町議会	議会改革	17
8	7/4	士別市議会	議会改革	11
9	7/7	壮瞥町議会	議会改革	11
10	7/12	岡山県総社市議会	議会改革	12
11	7/13	長野県飯綱町議会	議会改革	14
12	7/15	秩父別町議会	議会改革	10
13	7/25	愛知県東海市議会	議会改革	12
14	8/1	岐阜県高山市議会	議会改革	11
15	8/4	長野県駒ヶ根市議会	議会改革・障がい福祉	6
16	8/5	兵庫県南あわじ市議会	議会改革	9
17	11/1	秋田県横手市議会	議会改革・議会 ICT	9
18	11/7	根室市議会	議会改革・議会 ICT	6
19	11/8	東京都多摩市議会	議会改革	10
20	11/16	石川県志賀町議会	議会改革	7
21	11/16	群馬県渋川市議会	議会改革	10
22	11/17	福島県桑折町議会	議会改革	13
23	11/17	福岡県須恵町議会	議会改革・報酬	8
24	12/26	浦幌町議会	議会改革	14
25	2/2	大樹町議会	子育て支援	8
26	4/20	島根県浜田市議会	議会改革	11
27	4/20	新得町議会	議会 ICT	13
28	4/21	名寄市議会	議会改革	9
小計		28 市町村議会等		277
H29				
1	5/9	倶知安町議会	議会 BCP・ICT	7
2	5/24	熊本県玉名市議会	議会改革	7
3	6/27	福井県美浜町議会	議会改革・人口増取組	13
4	7/3	西多摩郡町村議会議長会	議会改革	8
5	7/3	羽幌町議会	議会改革	13
6	7/7	福岡県大刀洗町議会	議会改革	14
7	7/11	宮城県加美町議会	議会改革・議会 ICT	9
8	7/13	今金町議会	議会改革	14
9	7/18	富良野市議会	議会 ICT	12
10	7/20	共和町議会	議会改革	15
11	8/10	愛媛県東予地区議会議長会	議会改革	9
12	8/23	茨城県結城市議会	議会改革	10
13	8/23	茨城県高萩市議会	議会改革	7
14	8/30	石狩市議会	議会改革	8
15	10/4	新潟県聖籠町議会	議会改革	8
16	10/4	別海町議会	議会改革	8
17	10/11	鷹栖町議会	議会改革	12

18	10/11	福島県浪江町	議会改革	10
19	10/12	沼田町議会	障がい者支援	7
20	10/16	大阪府岬町議会	議会改革	10
21	10/17	愛媛県砥部町議会	議会 BCP・議会改革	7
22	10/18	群馬県桐生市議会	議会改革	8
23	10/26	栗山町議会	議会改革	7
24	10/27	山形県河北町議会	議会 BCP・農福連携	7
25	10/27	名寄市立大学	議会改革	8
26	11/6	新居浜市議会	議会 BCP	8
27	11/29	浦河町議会	議会広報・広聴	9
28	1/23	上富良野町議会	議会改革	10
29	4/10	斜里町議会	議会改革	20
30	4/17	恵庭市議会	議会 ICT	12
31	4/24	福岡県柳川市議会	議会改革	10
小計		31 市町村議会等		307
H30				
1	6/29	千葉県袖ヶ浦市議会	総合計画	9
2	7/25	青森県鮎ヶ沢町議会	議会改革	7
3	7/31	由仁町議会	議会 BCP・議会改革	9
4	8/21	関東町村議会議長会	議会改革	17
5	8/22	鳥取県町村議会議長会	議会改革	9
6	8/27	千歳市議会	議会 ICT	23
7	8/28	佐賀県鹿島市議会	議会改革	7
8	10/2	福島県相馬地方町村議会議長会	議会改革	6
9	10/3	岐阜県養老町議会	議会改革	8
10	10/3	愛媛県新居浜市議会	議会改革	11
11	10/4	群馬県吉岡町議会	議会 ICT・議会改革	9
12	10/9	岩手県北上市議会	議会 BCP	12
13	10/10	福島県西郷村議会	議会改革	8
14	10/15	茨城県鉾田市議会	議会改革	10
15	10/17	網走市議会	議会 ICT	9
16	10/18	千葉県木更津市議会	議会 BCP・議会 ICT	8
17	10/31	千葉県富津市議会	議会改革	9
18	11/7	清里町議会	議会改革・議会 ICT	6
19	11/16	訓子府町議会	議会改革	12
小計		19 市町村議会等		189
合計		105 市町村議会等		1,037

(20) 報道・取材対応等

議会改革・活性化策などの取り組みは、自治関連誌などで広く全国に紹介されました。

受賞及び報道歴

北海道町村議会議長会第 33 回 議会広報コンクール
北海道町村議会議長会第 36 回 議会広報コンクール 入選
第 7 回マニフェスト大賞優秀コミュニケーション賞（議会だより通年発行）
第 9 回マニフェスト大賞最優秀成果賞（議会活性化計画・議員研修計画等）
第 10 回マニフェスト大賞優秀成果賞（一般質問追跡調査システム等）
第 11 回マニフェスト大賞成果賞ノミネート（議会 BCP、諮問会議の政策提言等）
第 12 回マニフェスト大賞成果賞ノミネート（芽室町議会モニター制度の進展）
第 13 回マニフェスト大賞成果賞ノミネート（議会と地域図書館との連携、高校生との意見交換と「未来フォーラム」への展開）
早稲田大学マニフェスト研究所 2012 年度議会改革ランキング第 277 位
早稲田大学マニフェスト研究所 2013 年度議会改革ランキング第 102 位
NPO 法人北海道公共政策研究所 2014 年度議会活性化環境整備調査最高位
早稲田大学マニフェスト研究所 2014 年度議会改革ランキング第 1 位
早稲田大学マニフェスト研究所 2015 年度議会改革ランキング第 1 位
早稲田大学マニフェスト研究所 2016 年度議会改革ランキング第 1 位
早稲田大学マニフェスト研究所 2017 年度議会改革ランキング第 1 位

・議員研修誌地方議会人（中央文化社）平成 25 年 2 月号
・議員研修誌地方議会人（中央文化社）平成 30 年 3 月号
・日経グローバル（日本経済新聞社産業地域研究所）平成 25 年 3・4 月号
・月刊ガバナンス（ぎょうせい）平成 24 年 11 月号、平成 27 年 4 月号
・月刊地方自治職員研修（公職研）平成 25 年 6 月号
・議員のための政策情報誌議員 NAVI（第一法規）平成 26 年 1 月号
・広報（公益社団法人日本広報協会）平成 26 年 5 月号
・日経グローバル（日本経済新聞社産業地域研究所）平成 26 年 5・6 月号
・アカデミア（公益財団法人全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所）平成 26 年 7 月号
・議会改革白書 2014、2015 年版（自治体議会改革フォーラム）
・あなたにもできる議会改革 改革ポイントと先進事例（早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会）
・地方創生に向けた町議会の対応（全国町村議会議長会）
・自治体議会の政策サイクル（公文の友社）
・北海道自治研究 2016 年 6 月号（社北海道地方自治研究所）
・ここまで到達した芽室町議会改革「芽室町議会改革の全貌と特色」（公文の友社）
・議会改革の第 2 ステージ 2016 年 9 月（株式会社 りょうせい）

・ 66 の改革項目と事例でつかむ 議会改革実践マニュアル 2019 年 1 月（早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革調査部会）

・ 地方議会における政策サイクルと評価モデル研究会報告書 2019 年 3 月（公益財団法人日本生産性本部）

・ 十勝毎日新聞、北海道新聞、毎日新聞（全国版）、日経新聞（全国版）、朝日新聞（全道版・全国版）、自治日報、北都新聞、根室新聞、山形新聞、佐賀新聞、読売西部、公明新聞、NHK 北海道、NHK 東京、HTB など



（NHK Web「政治マガジン」より）



（未来フォーラムIVより）

平成 27～30 年任期 議員名簿

(平成 31 年 4 月 30 日 時点)

議席	氏 名	職 業	当選回数	H27-28 所属委員会	H29-30 所属委員会
1	渡辺洋一郎	政党役員	1	厚生文教	総務経済 議運
2	梶澤 幸治	農業	1	総務経済 議運	厚生文教 ○議運
3	立川 美穂	無職	1	厚生文教	○総務経済 議運
4	早苗 豊	農業	1	○厚生文教 議運	総務経済 ◎議運
5	中村 和宏	無職	1	厚生文教	○厚生文教 議運
6	寺町 平一	無職	1	総務経済	厚生文教
7	正村紀美子	無職	2	総務経済	◎厚生文教 議運
8	吉田 敏郎 ※(平成 30 年 6 月 1 日辞職)	宿泊業	2	厚生文教	総務経済
	鈴木 健充 ※(平成 30 年 7 月 1 日当選)	飲食業	1	—	総務経済
9	中野 武彦	建設業	2	○総務経済 ○議運	◎総務経済 議運
10	青木 定之 ※(平成 29 年 9 月 4 日没)	無職	2	◎厚生文教 議運	厚生文教
	猪野毛勝啓 ※(平成 30 年 7 月 1 日当選)	自営業	1	—	厚生文教
11	常通 直人	自営業	3	厚生文教 ◎議運	総務経済
12	梅津 伸子	政党役員	4	◎総務経済 議運	厚生文教
13	西尾 一則	無職	5	総務経済 監査委員	厚生文教 監査委員
14	高橋 源	農業	7	厚生文教	総務経済
15	柴田 正博	農業	5	総務経済 副議長 議運	厚生文教 副議長
16	広瀬 重雄	農業	5	議 長	議 長

芽室町監査委員 (議選)	西尾 一則
とかち広域消防組合議会議員	広瀬 重雄 柴田 正博
十勝圏複合事務組合議会議員	広瀬 重雄
十勝環境複合事務組合議会議員	広瀬 重雄 (～H30.3.31)
十勝中部広域水道企業団議会議員	広瀬 重雄

特別委員会	役場庁舎建設に関する調査特別委員会 (H27.5.8～H31.4.30) ◎柴田正博 ○寺町平一
	第 5 期芽室町総合計画審査特別委員会 (H30.10～H30.12) ◎柴田正博 ○常通直人
	予算決算特別委員会 (H27.5～H31.4) ◎高橋 源 ○正村紀美子



〔議会 - 二元代表制の一翼〕

北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail g-shomu@memuro.net

tel0155-62-9731 fax0155-62-9813